

子どもも 親も 地域も 互いに育ちあうまちづくり

第2期美里町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
(令和4年12月改訂)

美里町

目 次

序 章 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1.計画策定の趣旨	1
2.計画の位置付け	2
3.計画期間	2
4.計画の進行管理	2

第1章 子ども・子育て支援の現状

第1節 美里町の現状	3
1.人口と子ども人口の推移	3
2.出生数の推移	4
3.幼児の健診受診状況の推移	4
4.保育所入所児童数の推移	5
5.幼稚園入園児童数の推移	5
6.小学校児童数の推移	6
7.中学校生徒数の推移	6
8.放課後児童クラブ利用児童数の推移	7
9.第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	8
第2節 町の子育ての基本的課題	
1.子育て家庭の状況	10
2.子育て支援事業の提供体制と利用状況	15
3.地域の子育て支援事業について	18
4.育児休業制度の利用状況	25

第2章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1.子ども人口の推計	26
2.教育・保育提供区域	27
3.教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容	27
4.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保内容	32
5.新・放課後子ども総合プラン	39

第3章 計画の基本目標

○基本目標	41
○基本方針	41
○施策の体系	43

第4章	基本計画（令和2年度～令和6年度）	
第1節	安心して子どもを生み育てるために	44
第2節	子育てと仕事の両立を支援するために	47
第3節	子どもたちが健やかに成長するために	49
第4節	地域ぐるみによる子育てを推進するために	52
第5節	施策の数値目標	54
第5章	計画の推進に向けて	
○各主体の役割		55
○推進体制の整備		57

序章 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国における少子高齢化の問題は深刻となっており、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など将来に向けての不安が増大しています。さらには、核家族化の進行、就労環境の変化、地域のつながりの希薄化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化してきています。国は「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること」を目的とした「次世代育成支援対策推進法」における平成27年までとした次世代育成支援対策を令和7年まで延長し、様々な子育て支援の取組を計画的に推進していくための行動計画の策定を全国の市町村に義務付けしています。

しかしながら、全国的にその後も少子化が加速していることから、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化を実施するなど、子育て支援対策を講じましたが、子ども・子育て支援施策の質・量がいまだ不足していることや、子育ての孤立感や待機児童問題、放課後児童クラブの不足等は解消されていないため、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」や「待機児童の解消」、「地域での子ども・子育て支援の充実」を図ることを継続していくとしています。

さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、子どもの貧困対策計画の策定を市町村において行う努力義務が課せられています。子どもの権利の尊重と教育の機会均等の保障など、子どもの貧困対策の施策を講じることが明記され、生育環境により子どもの将来が左右されることのないような社会の構築を行うこととされました。

美里町では、これまでの平成17年度から10年間を計画期間とした「美里町次世代育成支援行動計画」を継承しながら、「子どもも親も地域も互いに育ちあうまちづくり」の理念のもと、平成27年度に策定した「美里町子ども・子育て支援計画」を「次世代育成支援行動計画」と一本化した計画と位置づけ、事業展開を進めてきました。

令和元年度に第1期計画の最終年度を迎えることにより、今後の社会情勢の変化やニーズの多様化、第1期計画の進捗状況を踏まえながら、今まで以上に効果的かつ総合的に計画を推進するため、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法第 8 条に規定される「市町村行動計画」を合わせ持った計画であり、子ども達の健全育成と家庭での子育てを支援するため、本町における子育て支援に関する基本方針や施策などを具体的に示すものとして策定します。

子ども子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抄）

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 計画期間

この計画は、令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの 5 か年計画とします。

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	令和 6 年度
第 1 期					第 2 期				
美里町子ども・子育て支援事業計画					美里町子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の進行管理

この計画が効果的に推進されるよう、計画の進行状況の確認や住民への公表、さらに必要に応じて見直しが図ることができる体制を整備していきます。

今後も、住民の声を十分に聞き入れ、子育て支援活動について提言をもらい、より一層町の実情に即した活動が行われるよう努めます。

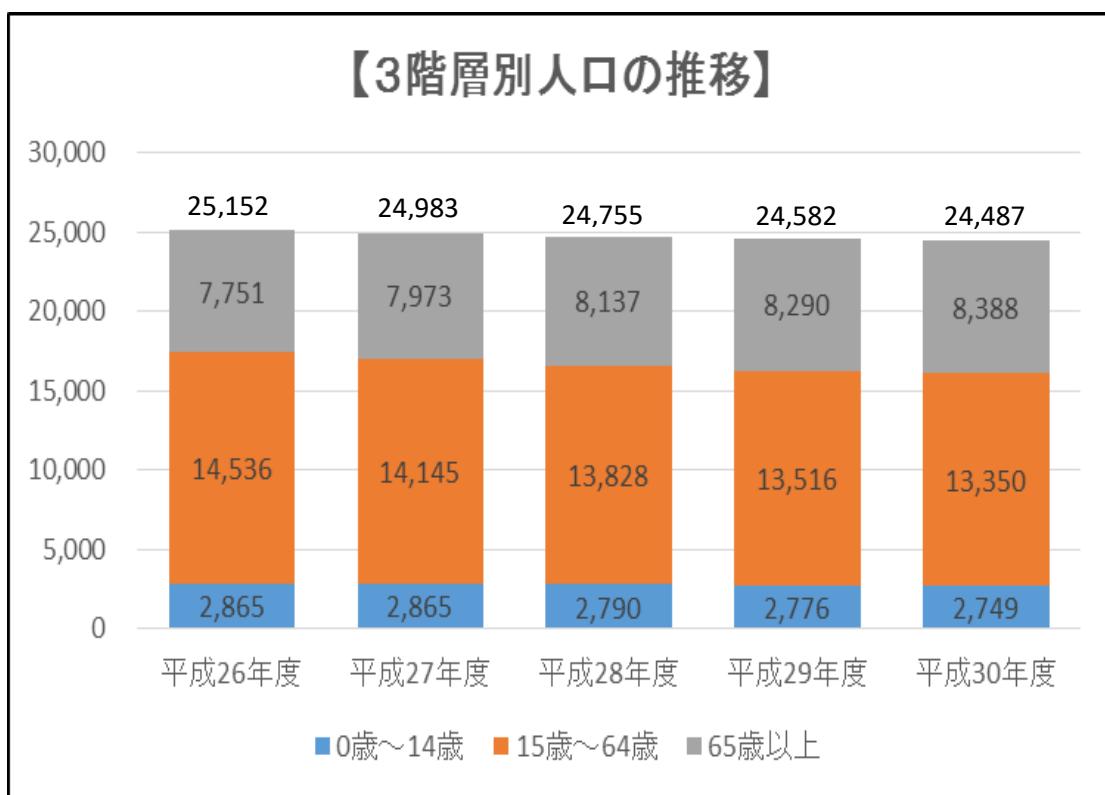
第1章 子ども・子育て支援の現状

第1節 美里町の現状

1. 人口と子ども人口の推移

美里町の総人口の推移をみると、年々わずかに減少を続けており、平成30年度末の総人口は24,487人となっています。

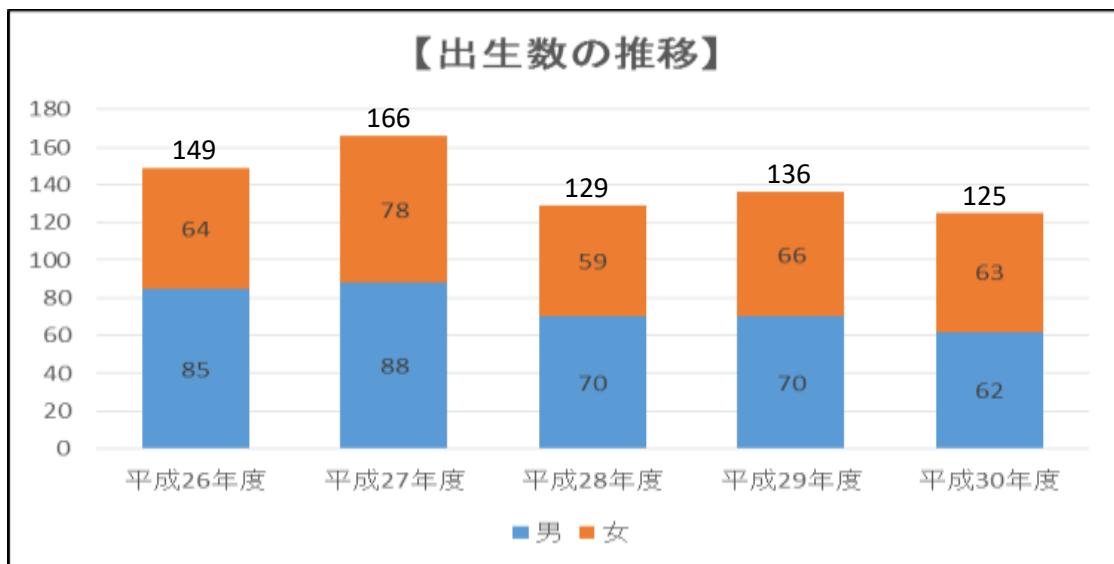
3階層別人口でみると、全人口が減少している中で、平成26年以降老人人口(65歳以上)は増加しています。それに対し、生産年齢人口(15~64歳)及び年少人口(0~14歳)は減少傾向にあり、前回の調査同様、少子高齢化が進行しているのがわかります。



資料：住民基本台帳

2. 出生数の推移

過去 5 年間の出生数の推移をみると、平成 27 年度に 166 人まで増加したものの、翌年度に大きく減少し、その後は 10 人程度の増減が続いています。

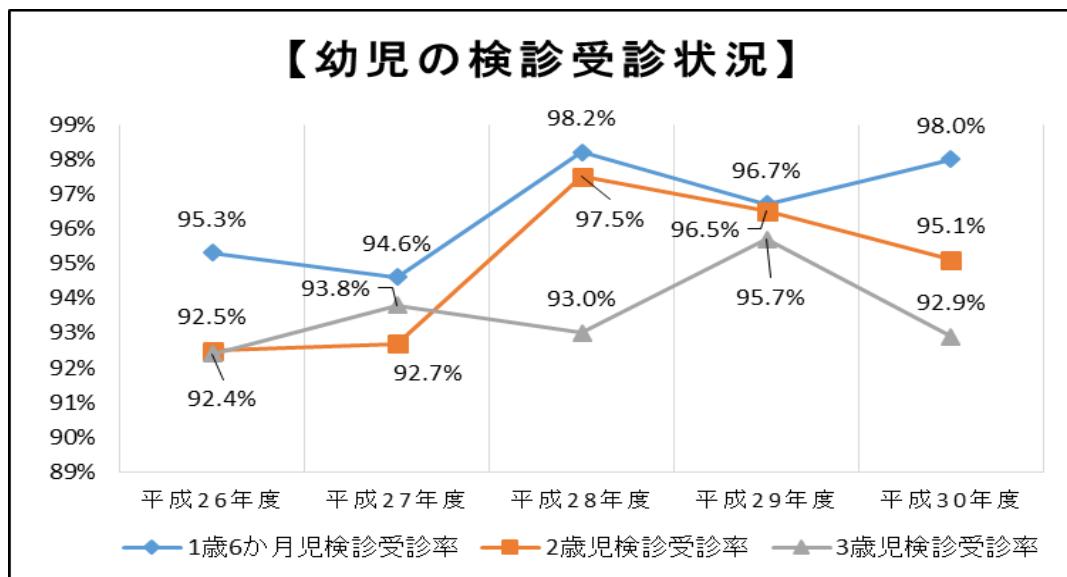


資料：住民基本台帳

3. 幼児の健診受診状況の推移

幼児の検診受診状況をみると、1歳6か月検診及び2歳児検診は、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成28年度に大きく増加しました。1歳6か月検診は平成29年度に受診率が落ち込むものの平成30年度にはまた高い水準まで回復しています。一方2歳児検診は、平成27年度より受診率は高いものの下降傾向にあります。

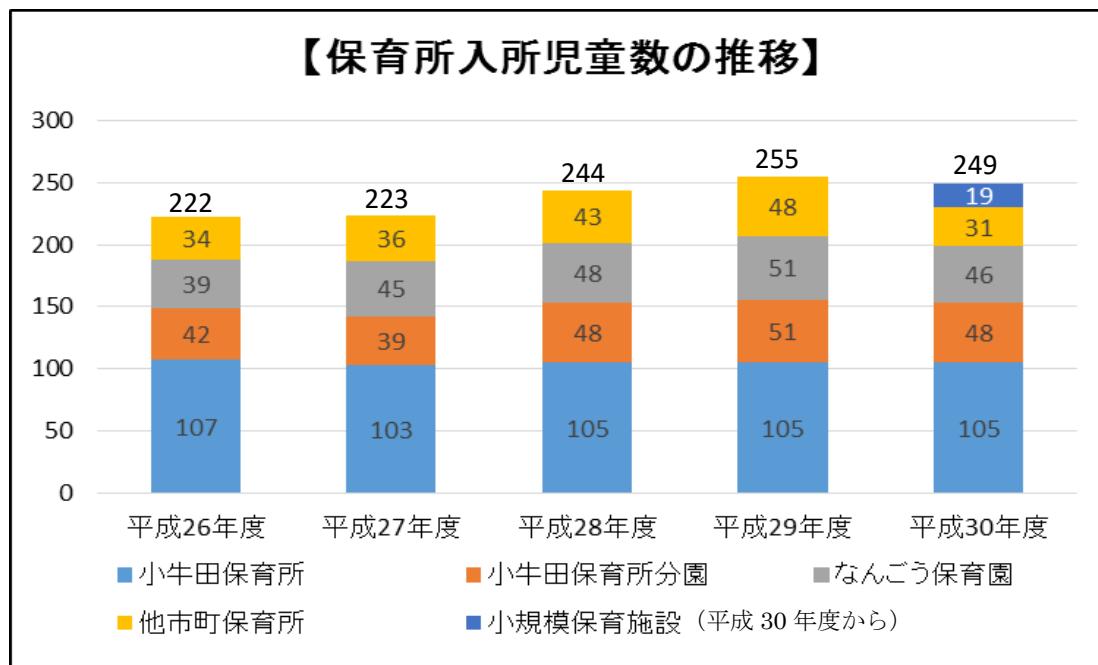
また、3歳児検診は平成29年度に受診率が増加したものの、平成30年度には平成28年度の水準に戻っています。



資料：健康福祉課

4. 保育所入所児童数の推移

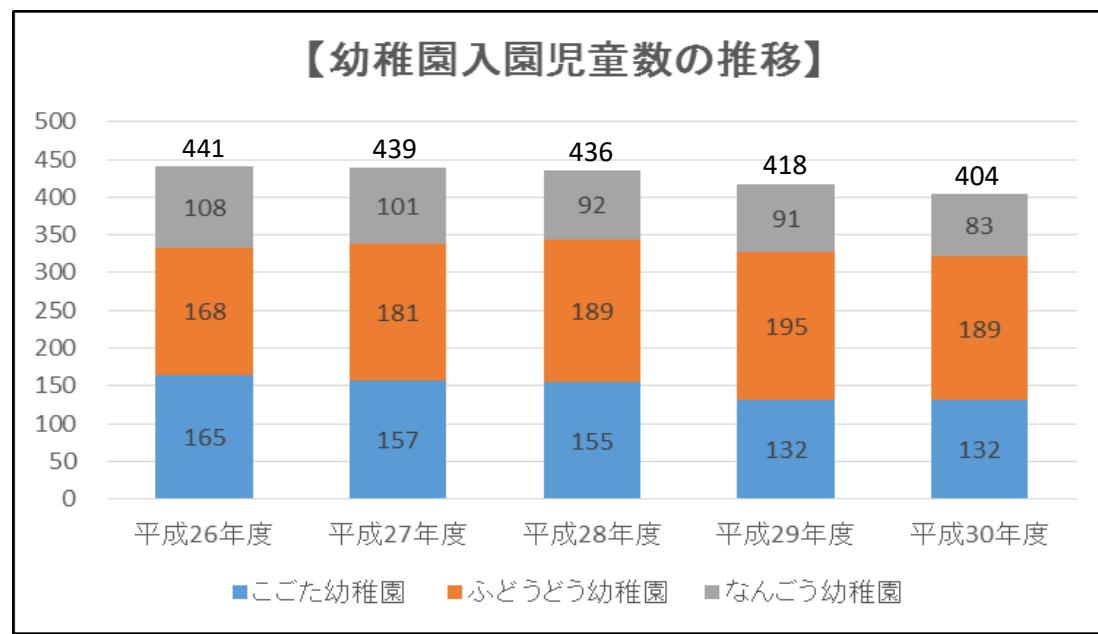
保育所入所児童数の推移をみると、平成 29 年度までは増加傾向が続きましたが、平成 30 年度は横ばいとなっています。



資料：子ども家庭課

5. 幼稚園入園児童数の推移

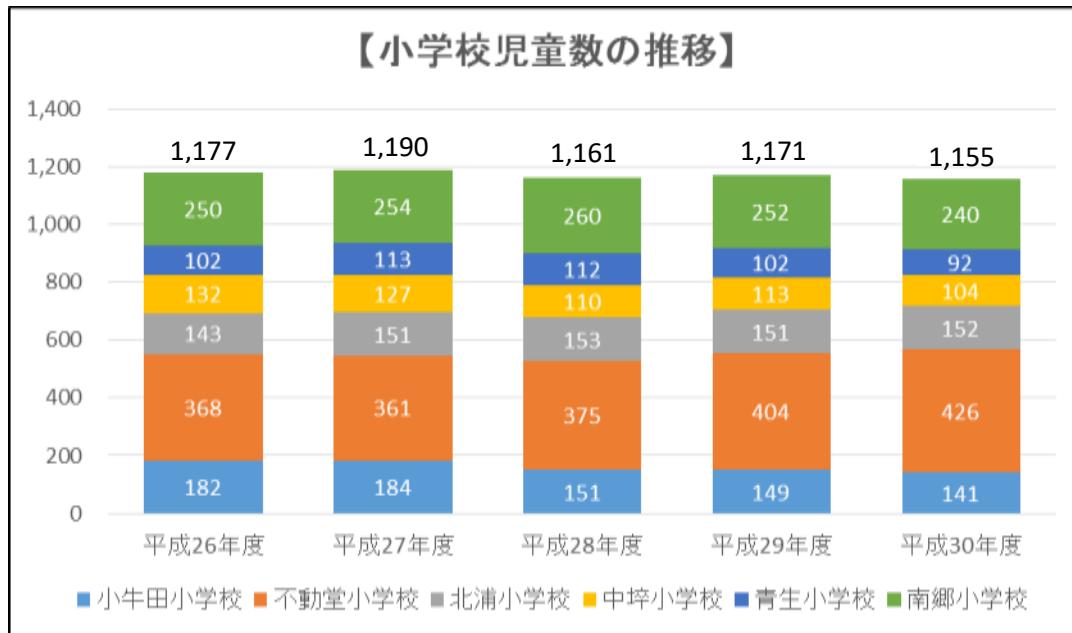
幼稚園入園児童数の推移をみると、ふどうどう幼稚園は増加傾向にありましたが、それ以外の幼稚園はなだらかに減少しています。



資料：教育総務課（各年 5 月 1 日）

6. 小学校児童数の推移

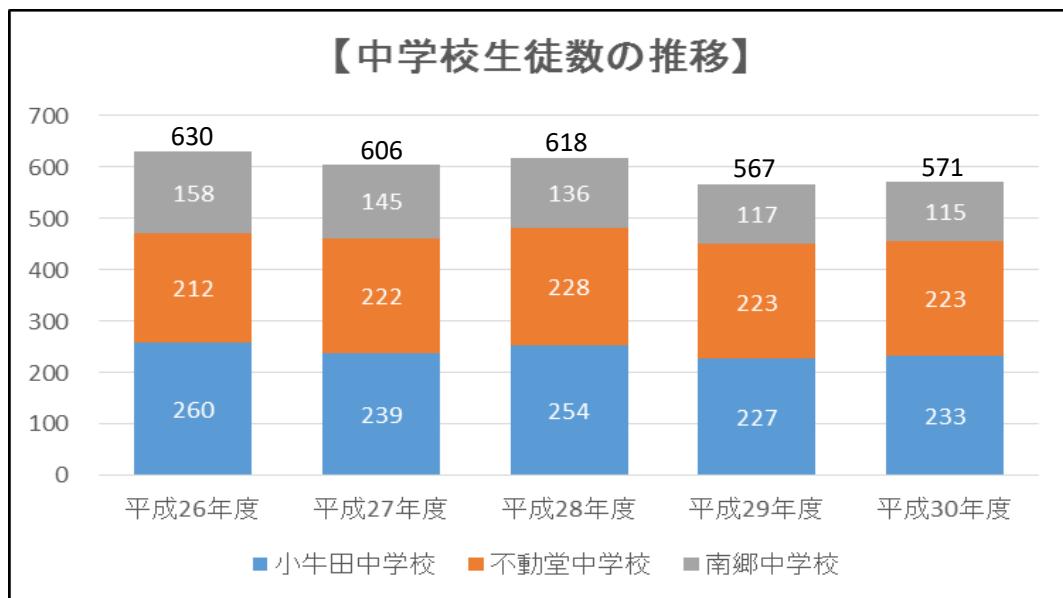
小学校児童数の推移をみると、全体的には減少傾向がみられますが、北浦小学校は横ばい、逆に不動堂小学校の増加が目立ちます。



資料：教育総務課（各年5月1日）

7. 中学校生徒数の推移

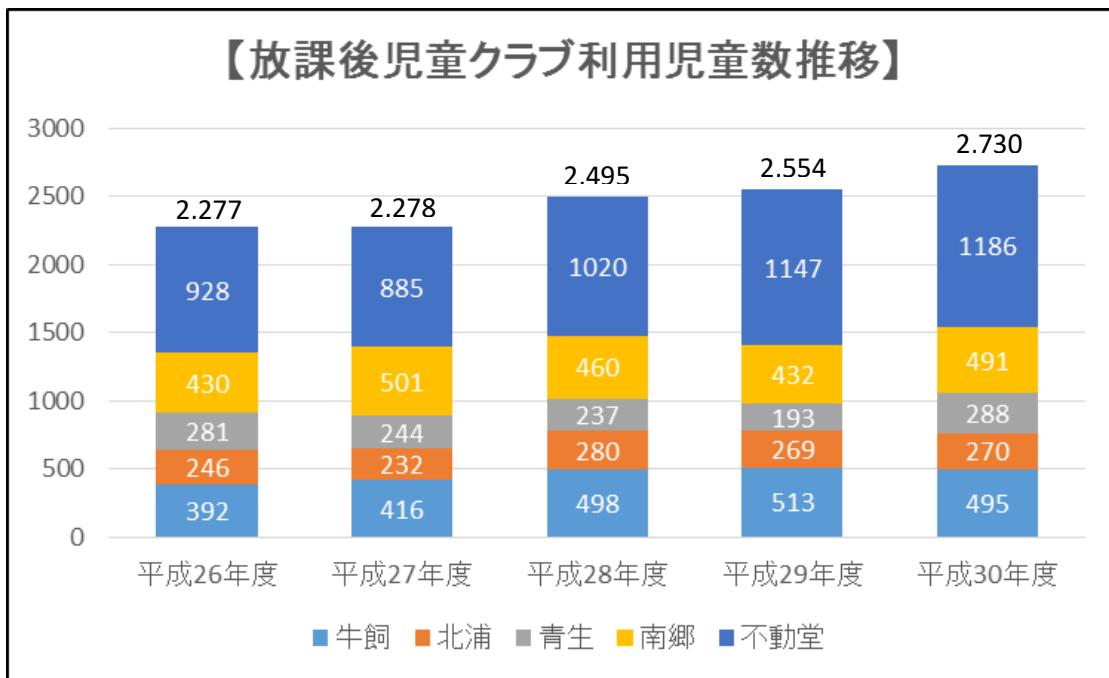
中学校生徒数の推移をみると、小牛田中学校、不動堂中学校では多少の増減はありますが、全体的に減少傾向にあることが見られます。



資料：教育総務課（各年5月1日）

8. 放課後児童クラブ利用児童数の推移

放課後児童クラブの利用児童数の推移をみると、全体的に増加傾向が見受けられますが、なかでも不動堂児童館の利用児童数の増加が際立っています。



資料：子ども家庭課
(年間延べ人数)

9. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

「第1期美里町子ども・子育て支援事業計画」で設定された目標量の達成状況は以下の表のとおりになります。

「1. 通常保育事業」においては小牛田保育所分園の増員や小規模保育施設2か所の整備により定員数は67人増加しています。「2. 延長保育事業」も小規模保育施設で実施することにより2か所増加しています。「12. 放課後児童クラブ」においては、実施箇所数は変更ありませんが、年間利用児童数は平成26年度に比べ500人ほど増加しています。

一方、「10. つどいの広場事業」、「11. ファミリー・サポート・センター事業」については、目標値を1か所と定めておりましたが、未達成となっています。また、「10. つどいの広場事業」は、「9. 地域子育て支援センターの事業」の事業内容と重複することから、次期計画から地域子育て支援センター事業に盛り込みます。

今後は、「第1期美里町子ども・子育て支援事業計画」で未達成であった事業及び目標量が未設定であった事業についても、今回の利用者ニーズ等を考慮しつつ事業の実施に向けて改めて検討していく必要があります。

項目	内容	平成27年度	目標値	令和元年度(実績)
1. 通常保育事業	平日、保護者の就労等により保育に欠ける児童を保育所等で預かる事業	165人	185人	232人
2. 延長保育事業	通常保育の時間帯の前後に延長して児童を預かる事業	2か所	2か所	4か所
3. 一時保育事業	就労形態の多様化など、以下の事由による一時保育に対応する事業 ① 就労形態等により家庭での保育が断続的に困難な場合 ② 保護者の病気、入院、その他私的事由により、緊急一時的に保育が必要になった場合 ③ 私的な事由やその他の事由により一時的に保育が必要となった場合	2か所	2か所	2か所
4. 休日保育事業	保護者の就労の多様化に対応するため、日曜、祝日を含めた年間を通じて開所し、保育に欠ける児童を預かる事業	0	0	0

項目	内 容	平成 27 年度	目標値	令和元年度 (実績)
5. 特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う児童保育の需要変化に対応するため、週 2、3 日程度又は午前か午後ののみの必要に応じて柔軟に利用できる事業で、一時保育が緊急的な対応となるのに対し、1 週間のうち何日か一定の時間帯または期間保育に欠ける状態への対応をする事業	2 か所	2 か所	2 か所
6. 病後児保育（施設型）	保育所へ通所中の児童が病気の「回復期」にある、集団保育の困難な期間、その児童を保育所、病院等に付設された専用スペースで、又は派遣された保育士等が児童を自宅等において一時的に預かる事業	0	0	0
7. 病後児保育（派遣型）	保育所へ通所中の児童が病気の「回復期」にある、集団保育の困難な期間、その児童を保育所、病院等に付設された専用スペースで、又は派遣された保育士等が児童を自宅等において一時的に預かる事業	0	0	0
8. 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病、就労あるいは社会的事由、育児疲れ等により育児や養育が一時的に困難になった家庭の児童または、緊急一時的に保護を必要とする母子等を短期間（原則 7 日）児童養護施設等で預かる事業	0	0	0
9. 地域子育て支援センター	子育て家庭の支援を目的に、以下のような施策を実施する事業 ① 子育て親子の交流の場の提供とその促進 ② 子育て等に関する相談・援助の実施 ③ 地域の子育て関連情報の提供 ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	2 か所	2 か所	2 か所
10. つどいの広場事業	子育て中の親子が気軽に集い、相談、交流できる場「つどいの広場」を設置し、子育てに関する精神的な不安や悩みを軽減する事業	0 か所	1 か所	0 か所
11. ファミリー・サポート・センター	地域において育児の援助を受けたい方（依頼会員）と行いたい方（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	0 か所	1 か所	0 か所
12. 放課後児童クラブ	保護者が就労等により屋間家庭にいない、おおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る事業	5 か所	5 か所	5 か所

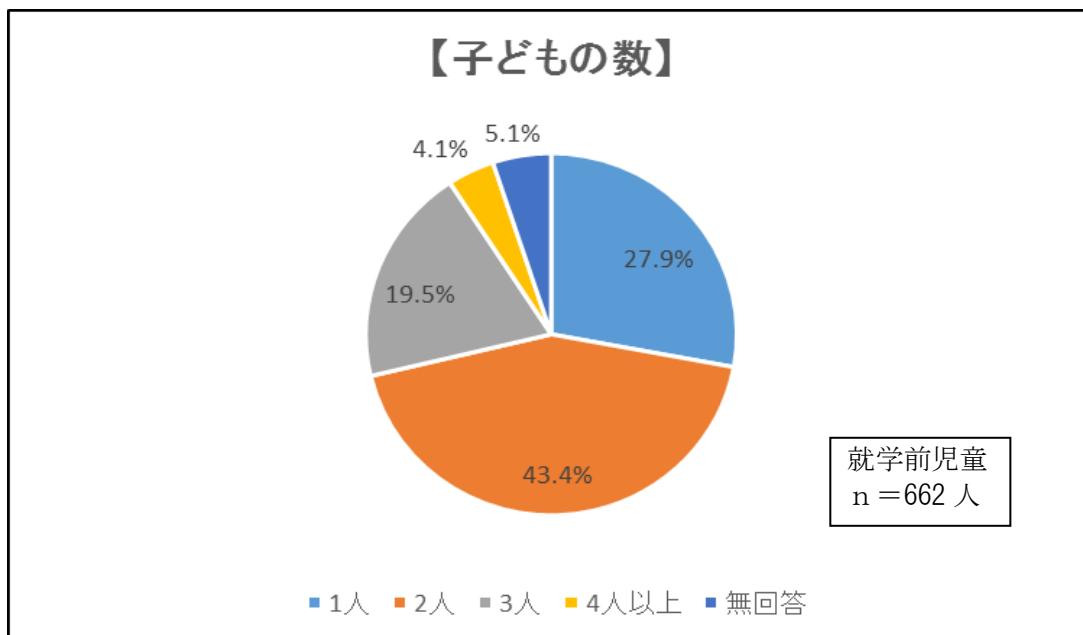
第2節 町の子育ての基本的課題

～第2期子ども・子育て支援事業計画策定に関する調査（平成31年2月実施）より～

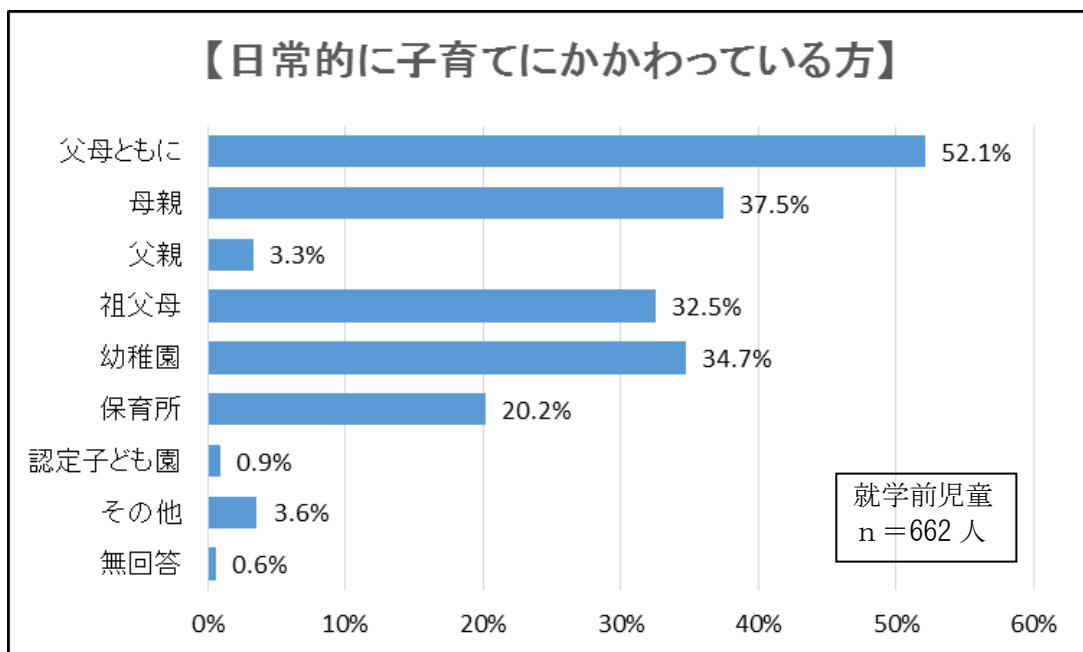
1. 子育て家庭の状況

（1）子ども人数と日常的に子育てに関わっている方

調査結果をみると、回答された児童の世帯に属する子どもの数は、就学前児童では「2人」が最も多く、次に「1人」、「3人」の順になっています。

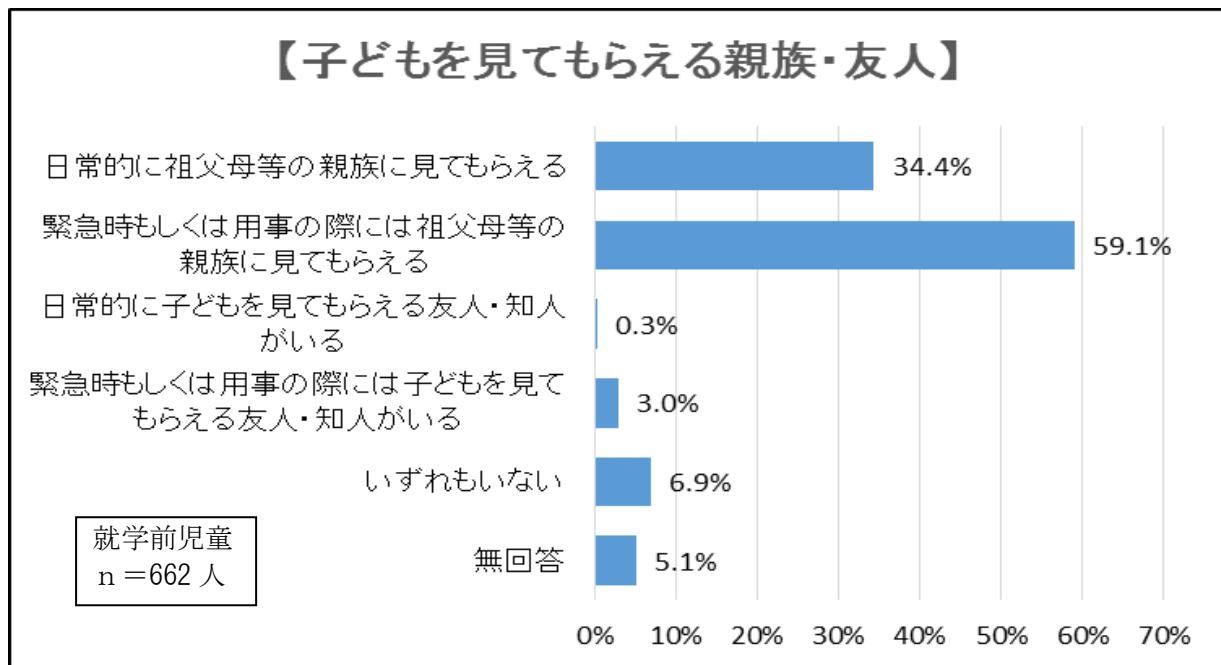


また、就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方は、「父母とともに」が最も多く、次に「母親」、「幼稚園」、「祖父母」の順となっています。

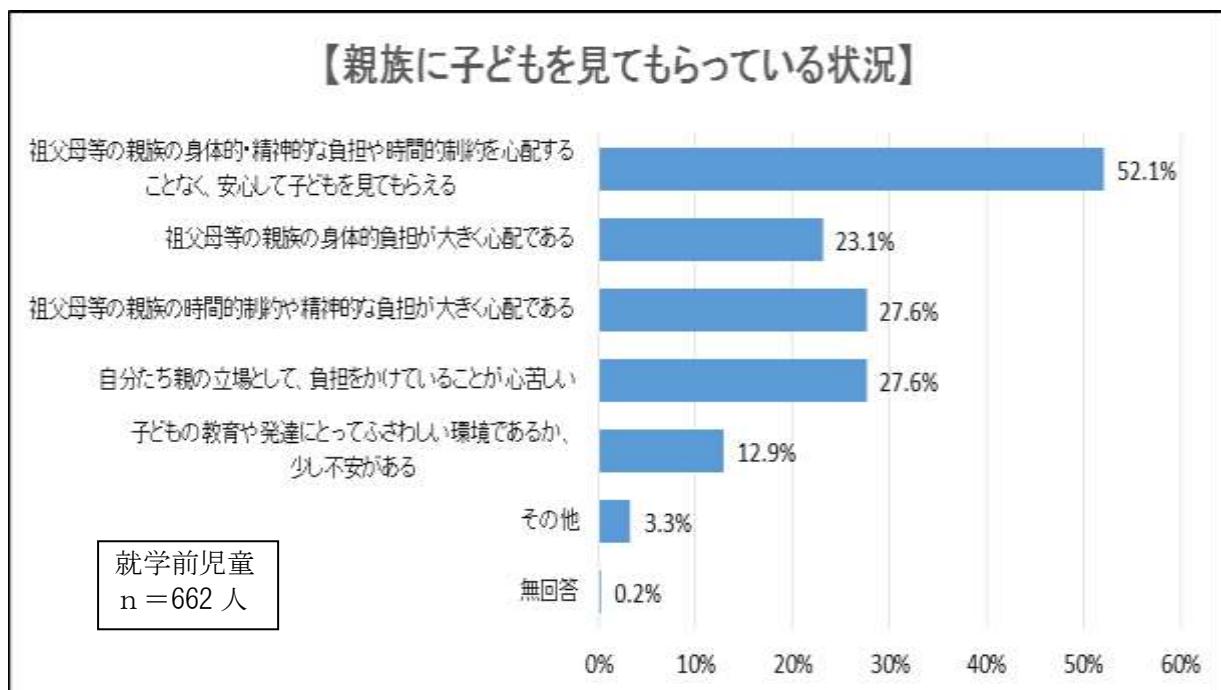


(2) 親族等協力者の状況

就学前児童について、祖父母等の親族に見てもらえる方は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、次に「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっています。その一方、「いずれもいない」方は6.9%と、育児する上で孤立化していると思われる方がいることがわかります。

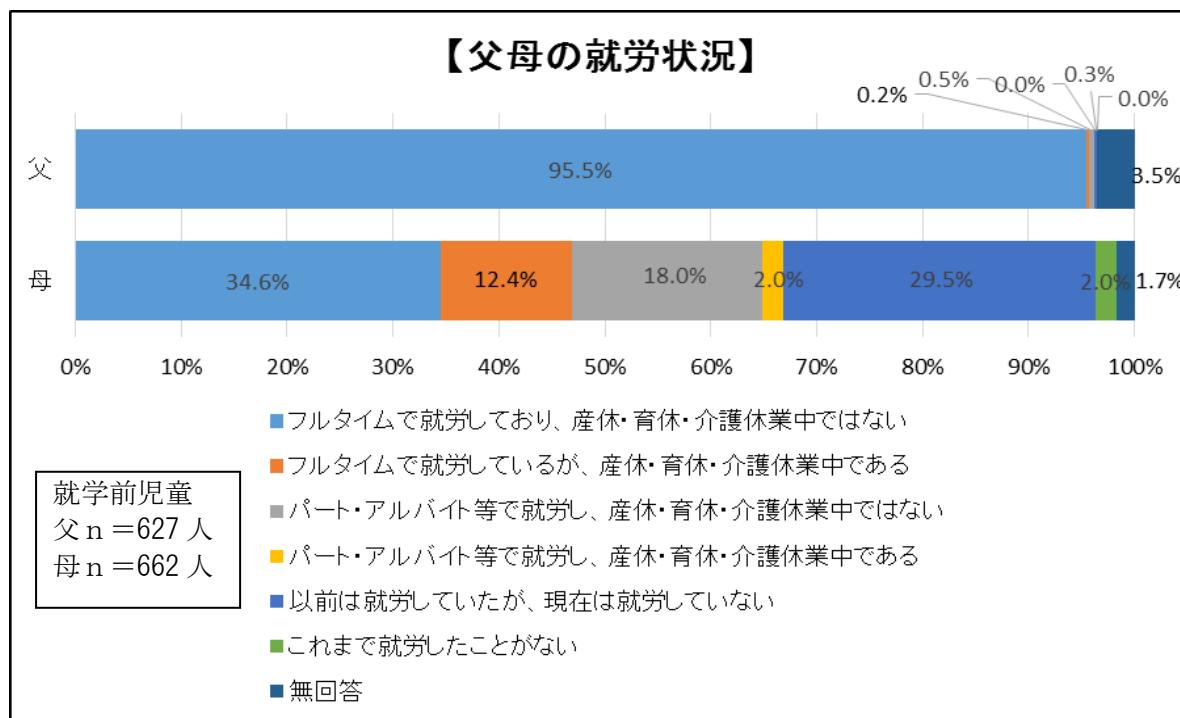


親族に子どもをみてもらっていると回答した方のうち、「負担や時間的制約を心配することなく安心して見てもらえる」方は52.1%となっています。

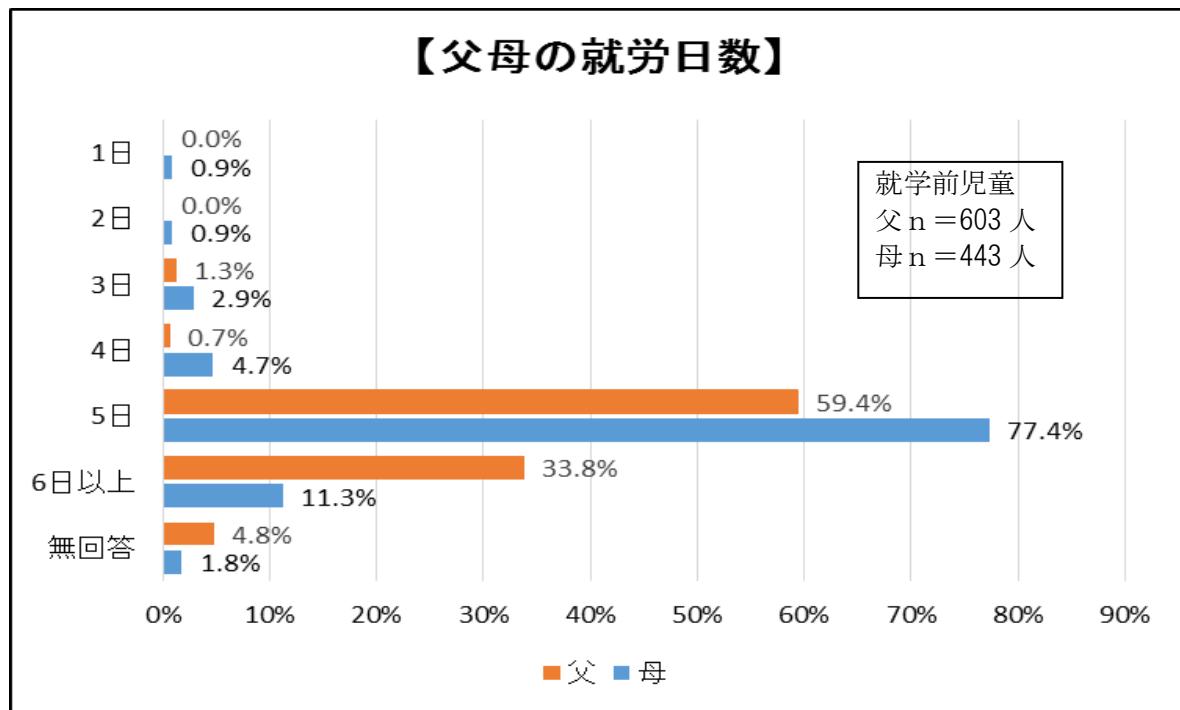


(3) 父母の就労状況

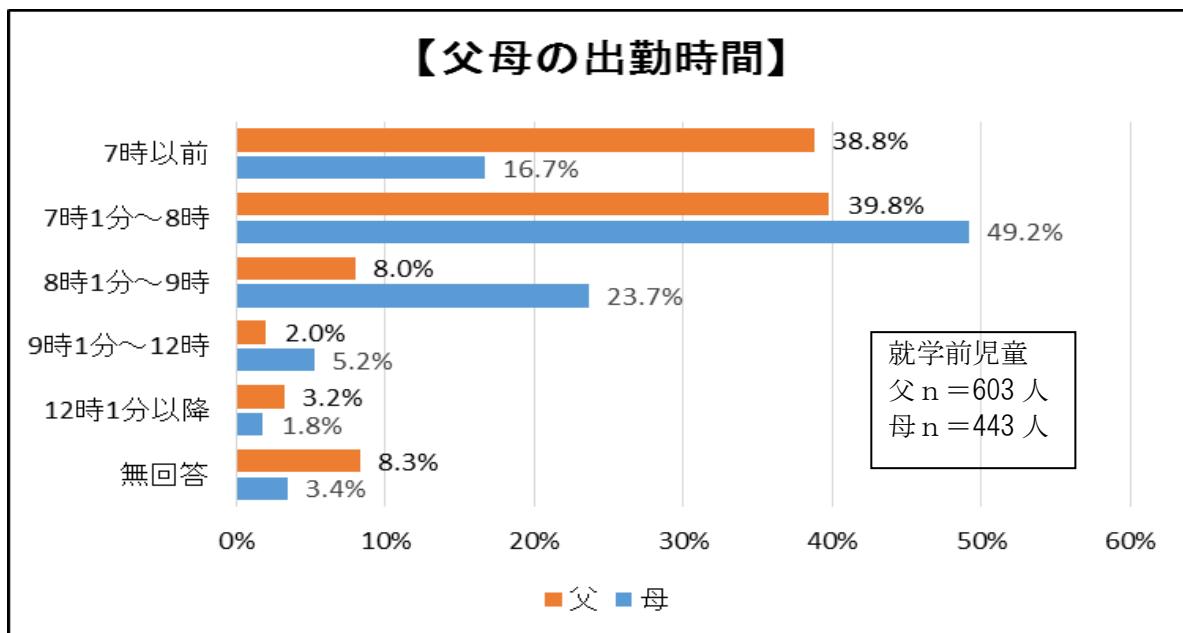
就学前児童の父母の就労状況については、父は「フルタイムで就労している」が 95.5% で最も多く、母は産休・育休・介護休業中の方を含め「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイトで就労している」を合わせると、67.0% の方が就労していることがわかります。



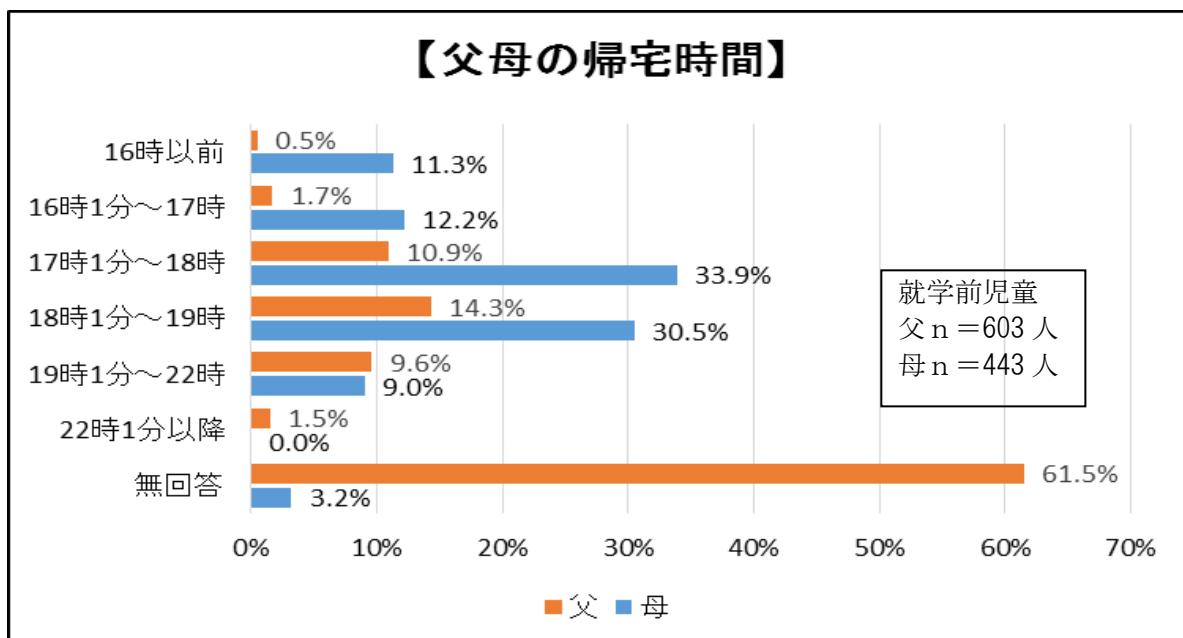
就労している父母ともに 1 週間の就労日数は、「5 日」が最も多くなっています。



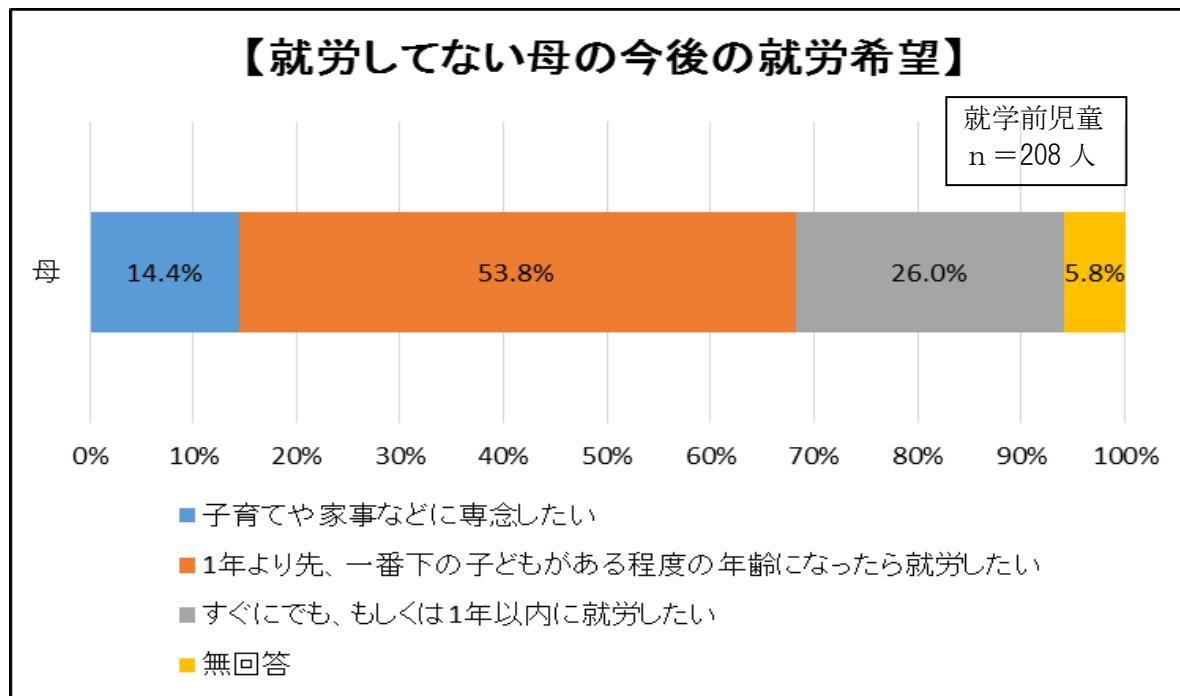
就労している父母の出勤時間は、父は7時以前と7時台がほぼ同数で最も多く、母は7時台が最も多く、次に8時台となっています。



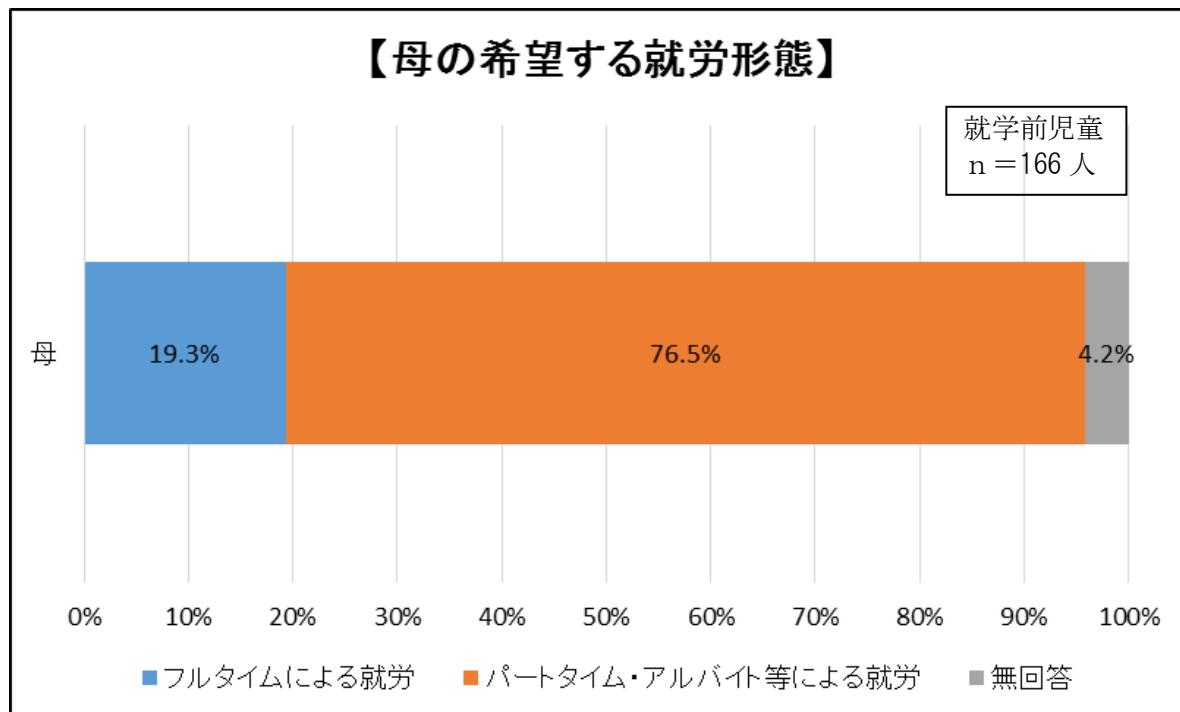
就労している父母の帰宅時間をみると、母は17時台が最も多く、次に18時台となっています。一方、父は無回答が最も多く、残業やシフト制（交代制）などで帰宅時間が一定でないことがうかがえます。



現在就労していない母の今後の就労希望をみると、「1年より先、一番下の子どもがある程度の年齢になったら就労したい」、「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」を合わせると、80%程度となっています。



希望する就労形態では、「パート、アルバイト等による就労」が 76.5%と最も多くなっています。



2. 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

美里町の子育て支援事業の提供体制は、令和元年時点で下表のとおりとなっております。

①保育所入所状況（令和元年11月）

施設名	定員数(人)	入所数(人)	入所率(%)
小牛田保育所	153	105	100.0%
小牛田保育所分園		48	
なんごう保育園	45	45	100.0%
小規模保育施設	34	34	100.0%
他市町保育所		21	
合計	232	253	109.1%

②幼稚園入所状況（令和元年11月）

施設名	定員数(人)	入所数(人)	入所率(%)
こごた幼稚園	180	134	74.4%
ふどうどう幼稚園	240	202	84.2%
なんごう幼稚園	140	86	61.4%
合計	560	422	75.4%

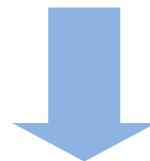
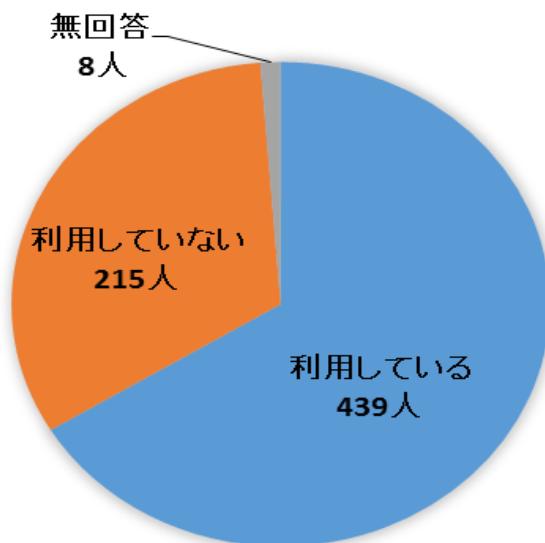
③地域子ども・子育て支援事業

量の見込みに関する項目	関連する事業名および施設名または箇所数
時間外保育事業	保育所：延長保育 18:00～19:00 幼稚園：預かり保育 7:00～9:00、13:00～19:00 町内保育所、幼稚園、小規模保育施設 7か所
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ 牛飼、北浦、青生、南郷、不動堂 町内5か所
地域子育て支援拠点事業	小牛田子育て支援センター 南郷子育て支援センター 町内2か所
一時預かり他	一時保育（週3日以内 緊急時は14日以内 8:00～16:00） 町内保育所、幼稚園 5か所
病後児保育 ファミリーサポート・センター（病児・病後児）	未設置

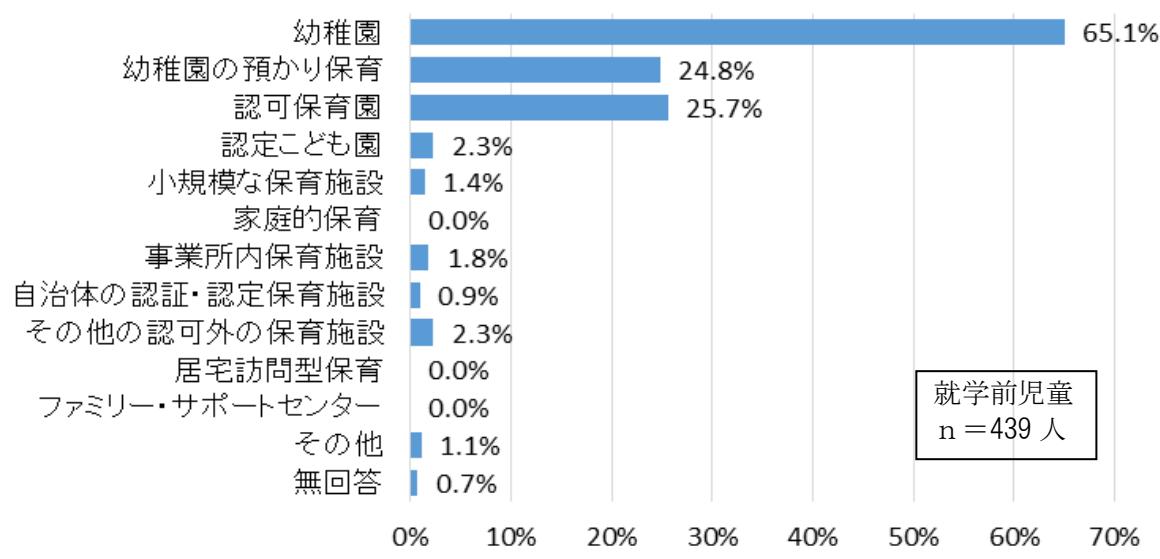
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業について「利用している」が439人(66.3%)となっています。また、利用している事業では「幼稚園」(65.1%)が最も多く、そのうち3人に1人が預かり保育も利用しています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】



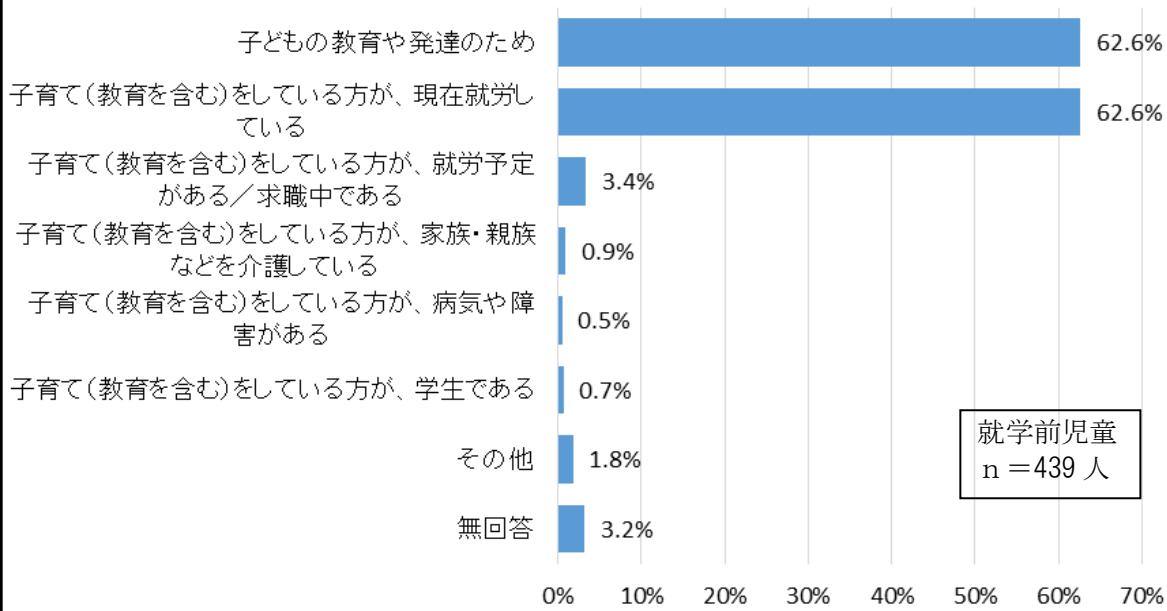
【利用している教育・保育事業】



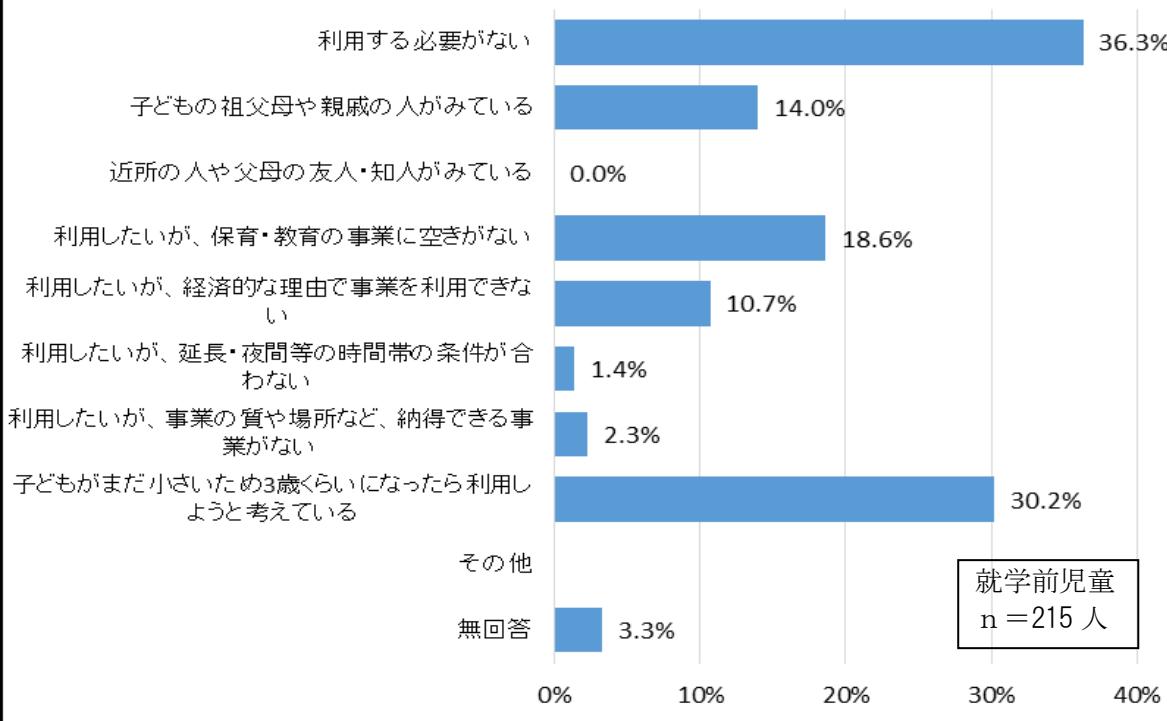
(3) 定期的な教育・保育の利用理由と未利用の理由

就学前児童が、定期的な教育・保育事業を利用している理由は「子どもの教育や発達のため」と「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が最も多く、6割を超えていました。利用していない理由は「利用する必要がない」が(36.3%)と最も多いですが、「子どもがまだ小さいため3歳くらいになったら利用しようと考えている」(30.2%)という意見も多く見られます。また、「利用したいが、保育・教育の事業の空きがない」という意見も18.6%ありました。

【定期的な教育・保育事業を利用する理由】



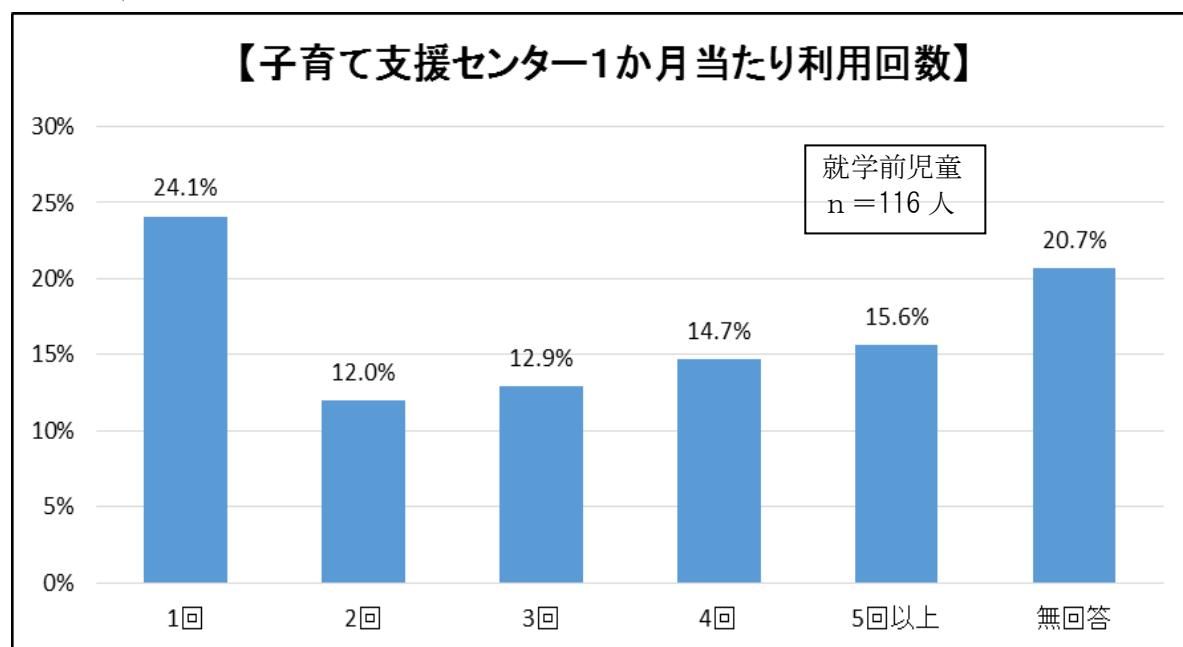
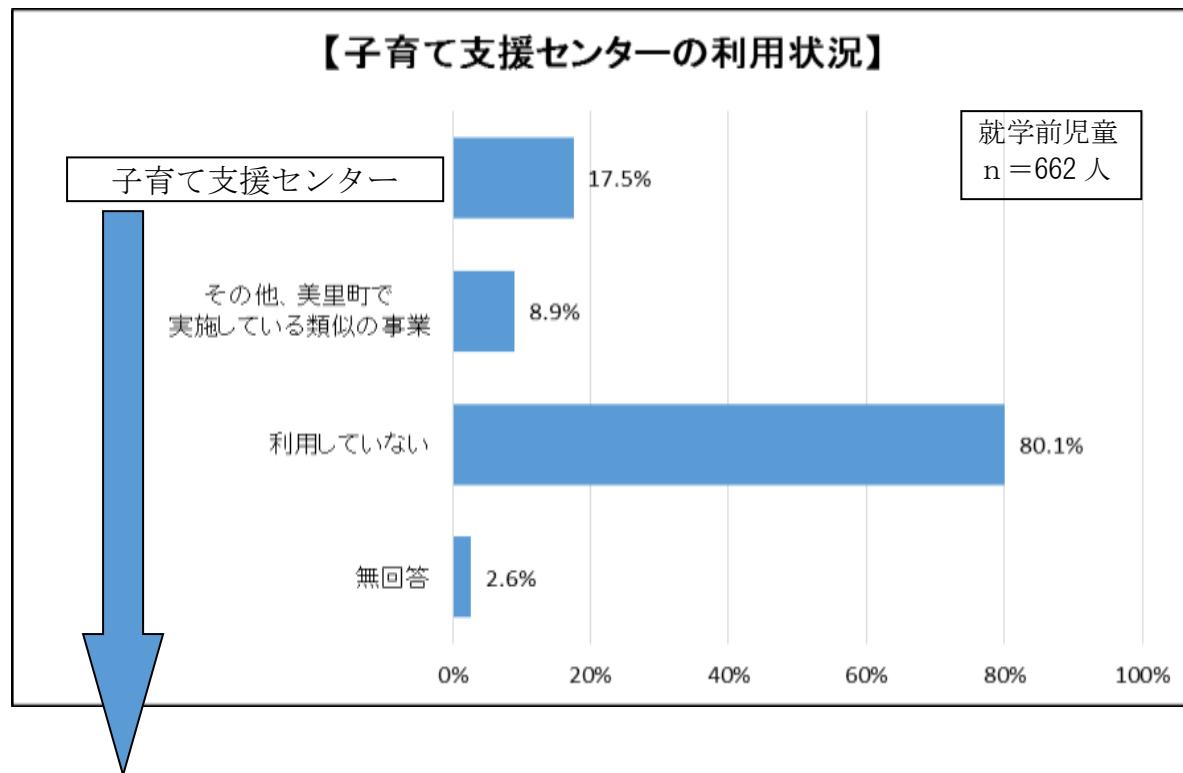
【定期的な教育・保育事業を利用しない理由】



3. 地域の子育て支援事業について

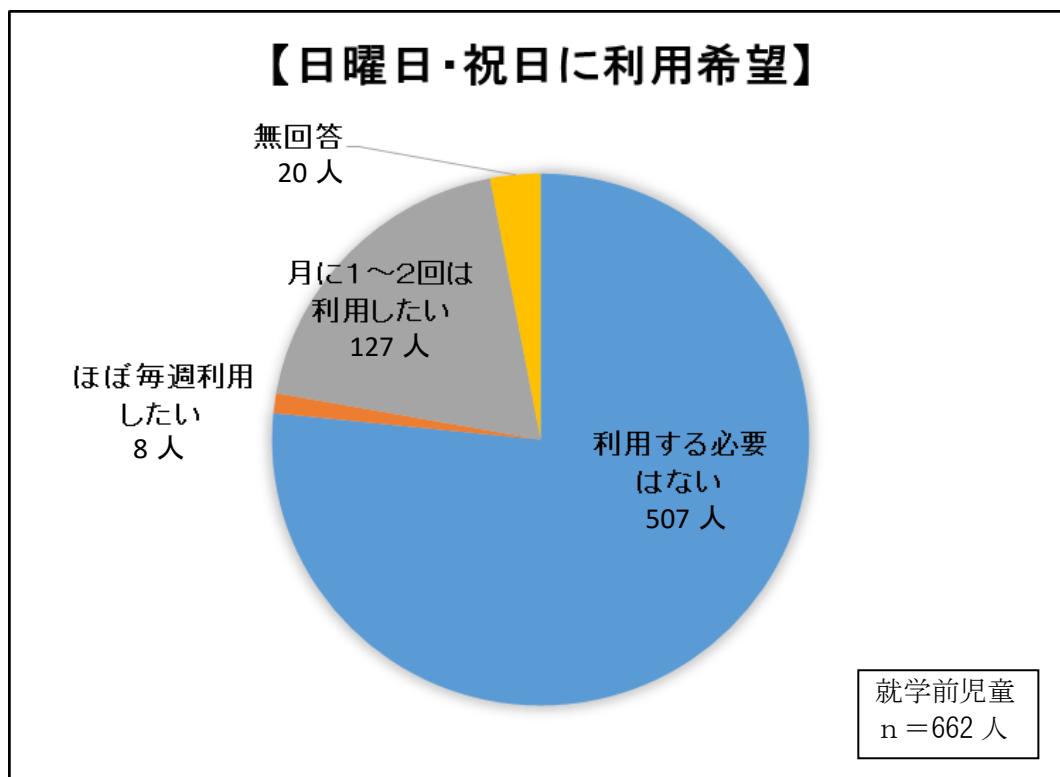
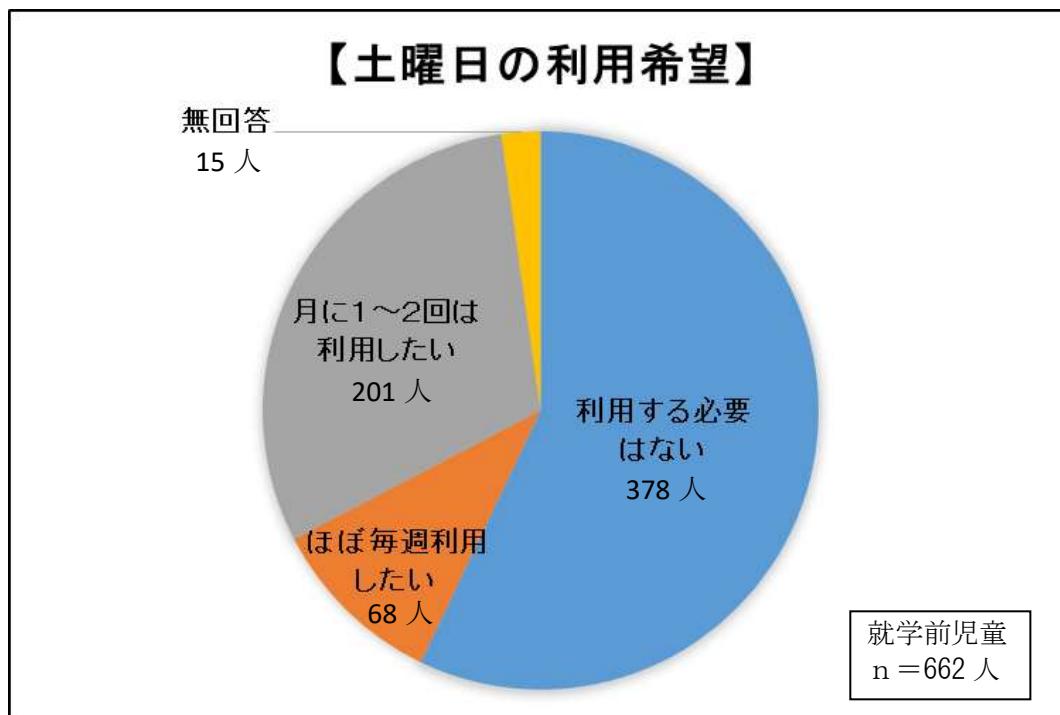
(1) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

子育て支援センターを利用していない方が 80.1% と非常に大きな割合を占めています。利用している方の 1 か月当たりの利用回数は「1 回」が最も多く、約 4 分の 1 を占めています。



(2) 土・日等の教育・保育事業の利用意向

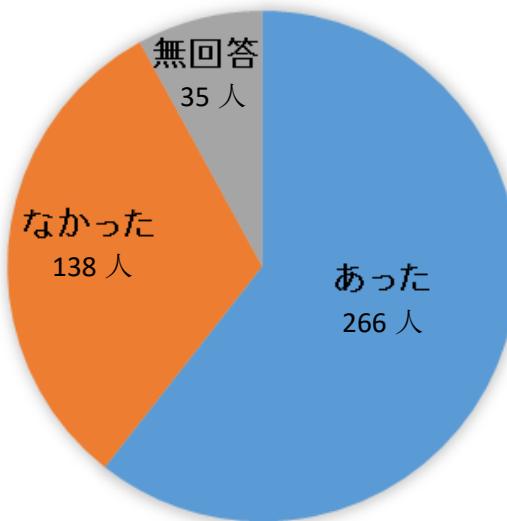
就学前児童で土・日等の教育・保育事業を「利用する必要はない」と回答した方が、土曜日 378 人 (57.1%)、日曜・祝日 507 人 (76.6%) となっています。「月に1~2回は利用したい」が土曜日は 201 人 (30.4%)、日曜・祝日は 127 人 (19.2%) となっています。



(3) 病気の時の対応

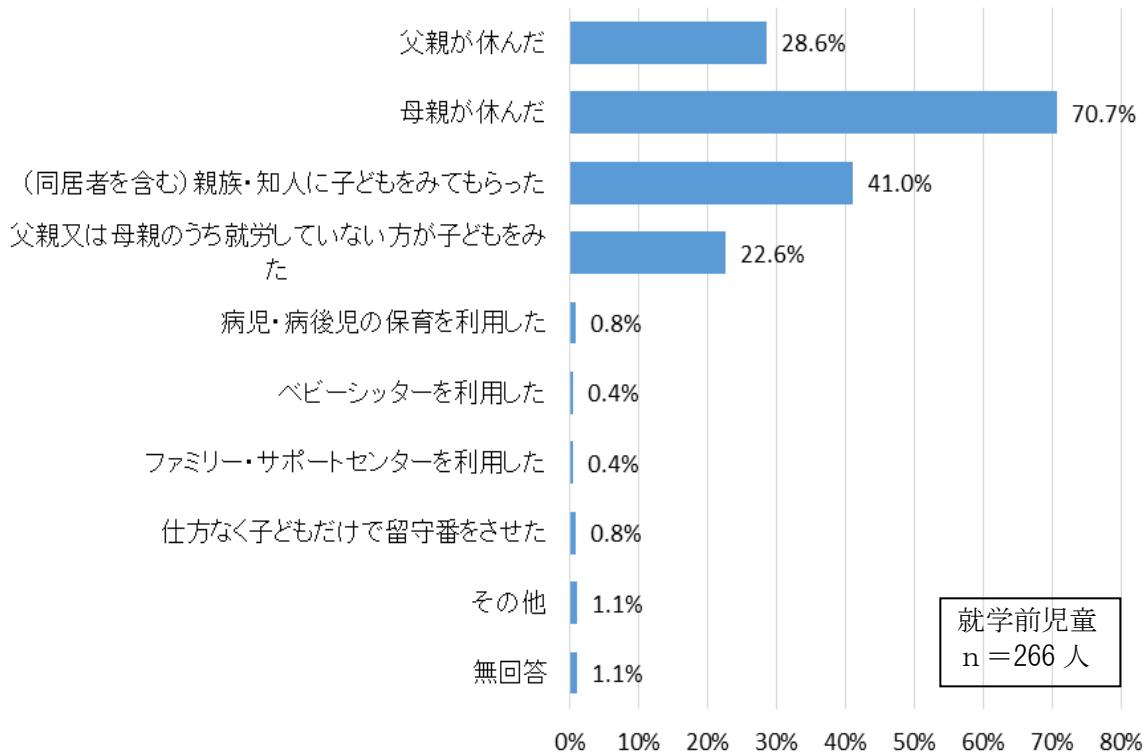
平日、定期的な教育・保育の事業を利用していると回答された方のうち、過去1年間に「病気やケガで通常の保育を利用できなかった」方は266人(60.6%)、で、その対処方法として「母親が休んだ」方が(70.7%)と最も多くなっています。

【病気やケガにより、通常保育が利用できなかった】



就学前児童
n = 439 人

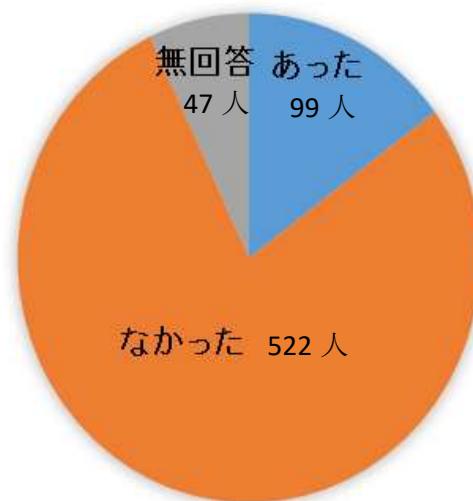
【対処方法】



(4) 一時預かり事業の潜在ニーズ

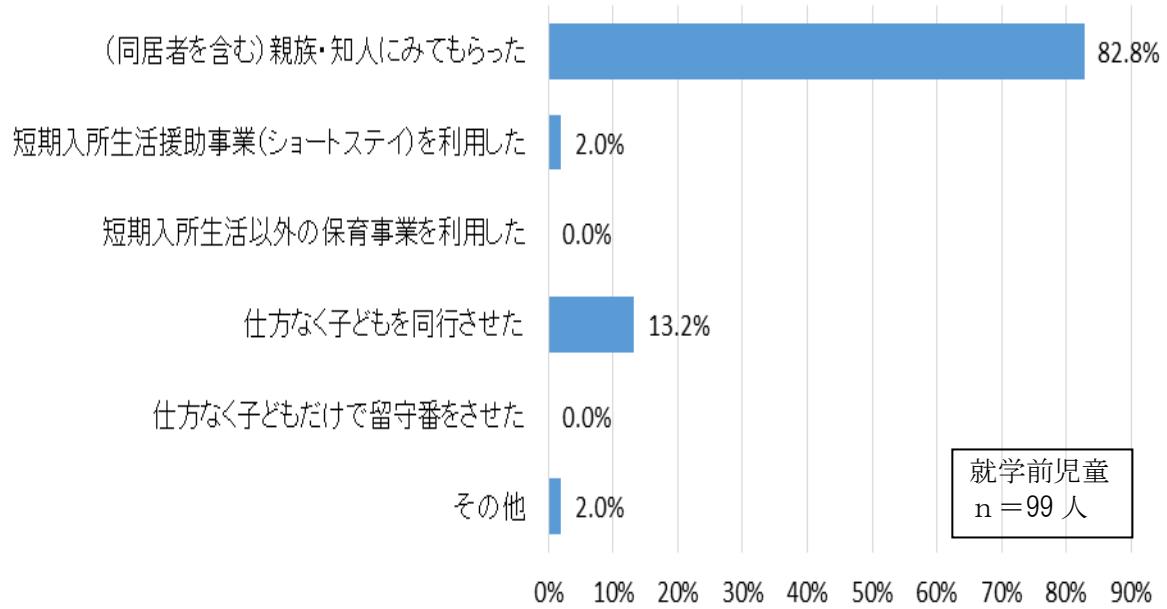
就学前児童において、過去1年間に冠婚葬祭、家族の病気などの保護者の用事により子どもを「泊りがけで」家族以外にみてもらわなければならぬことがあった方は99人(15.0%)となっています。その対処方法は「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」(82.8%)が最も多く、次に「仕方なく子どもを同行させた」(13.2%)となっています。

【泊りがけでの預かり】



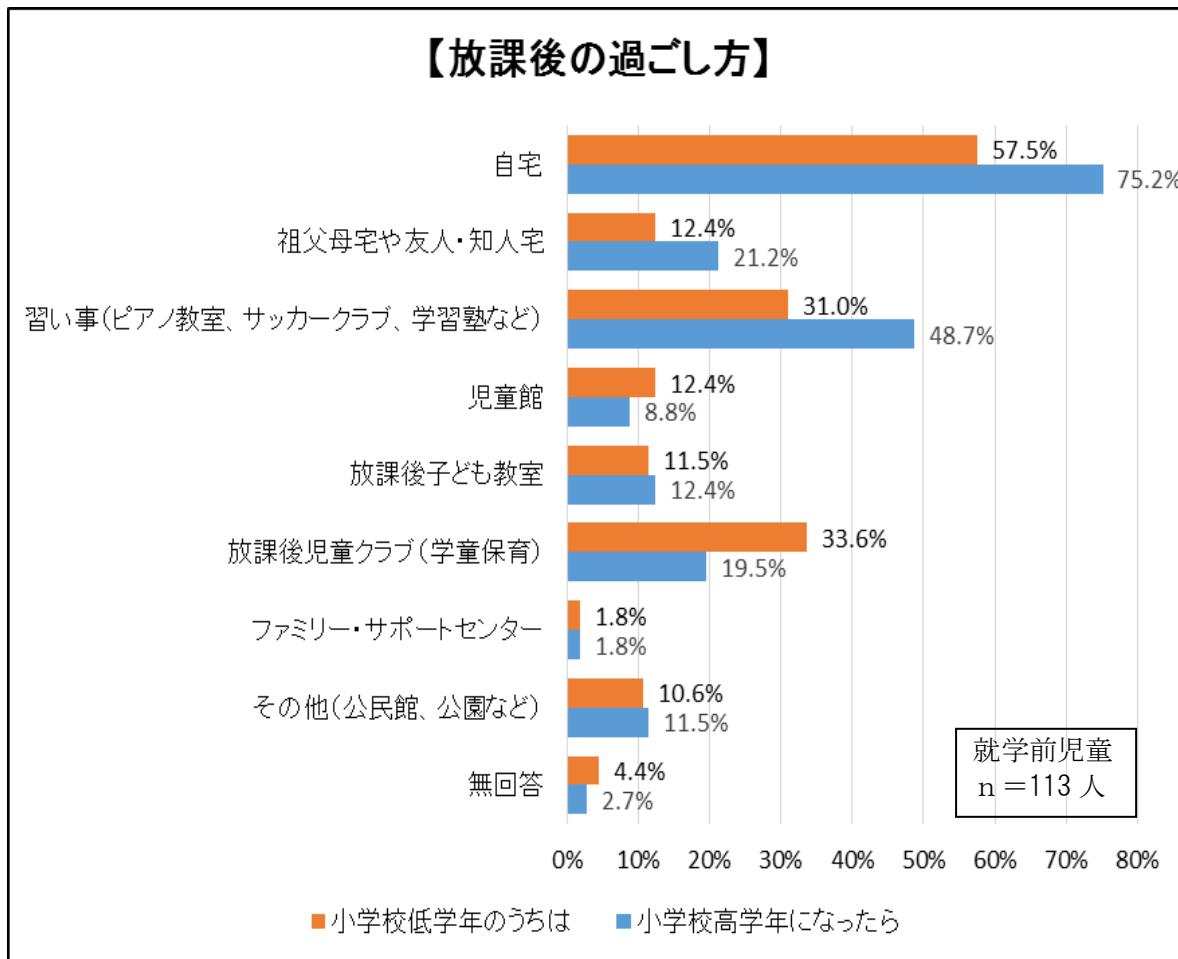
就学前児童
n = 662 人

【対処方法】



(5) 放課後の過ごし方の意向

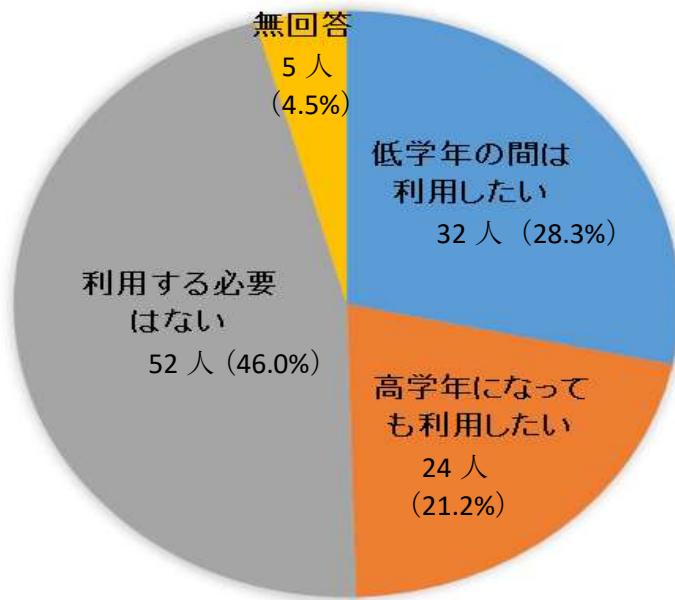
就学前児童の就学後の放課後の過ごし方については、低学年時、高学年時ともに「自宅」が最も多く、次に低学年の時は「放課後児童クラブ」(33.6%) や「習い事」(31.0%)、高学年になったら「習い事」(48.7%) となっています。



(6) 放課後児童クラブの利用意向

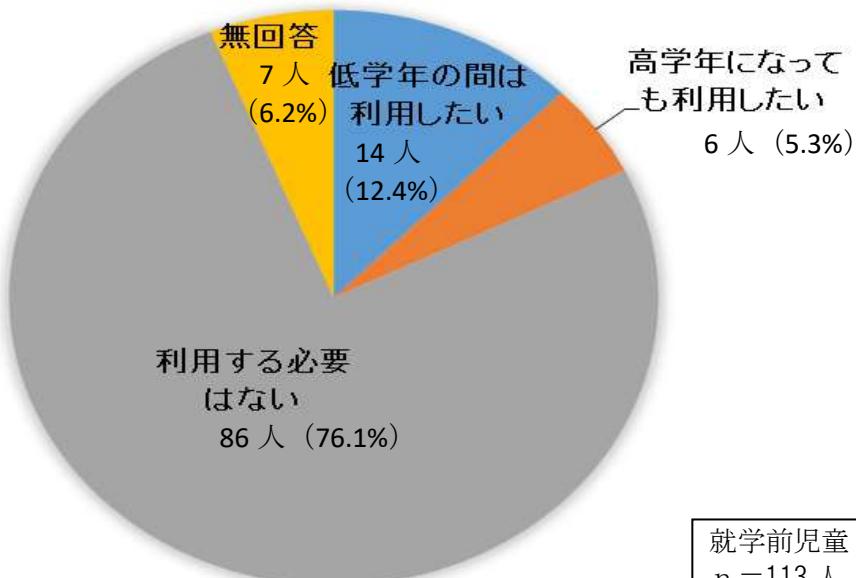
放課後児童クラブを利用したいと回答した方のうち、土曜日は「低学年のは間は利用したい」が 28.3%、「高学年になっても利用したい」が 21.2%となっており、「利用する必要はない」が 46.0%となっていますが、日曜日・祝日については 76.1%が「利用する必要はない」と回答しています。

【土曜日の利用希望】



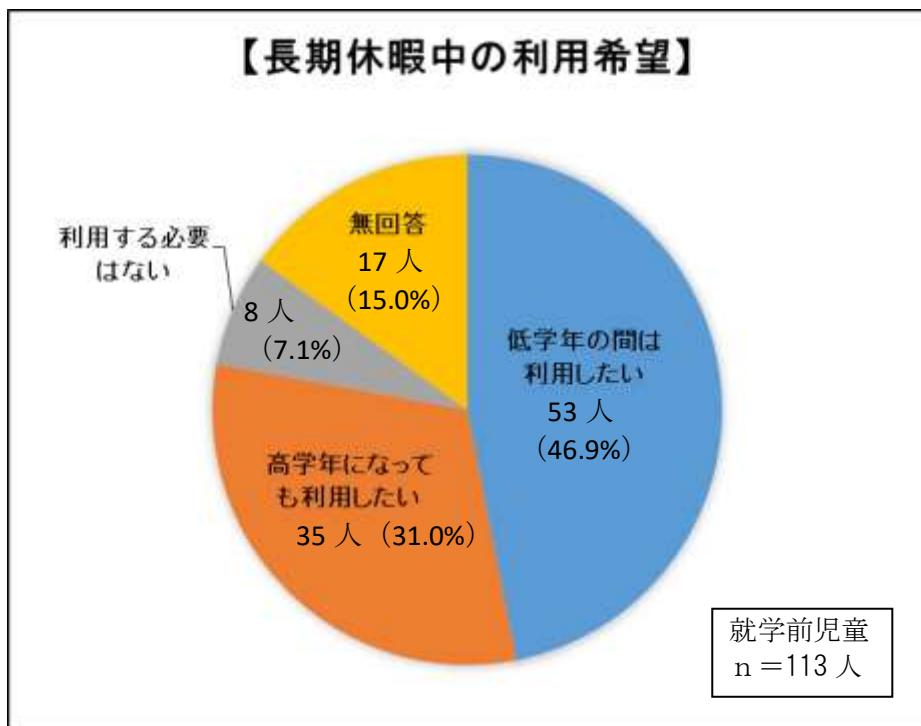
就学前児童
n = 113 人

【日曜日・祝日の利用希望】



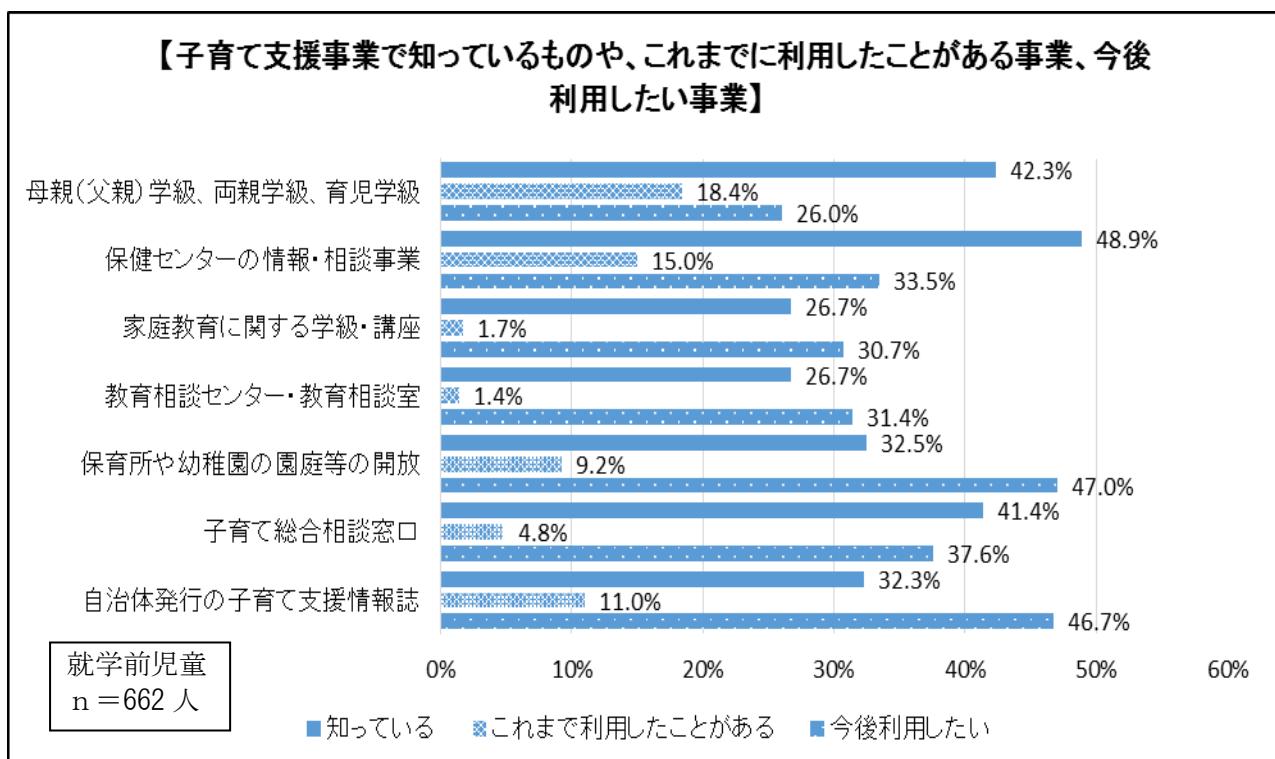
就学前児童
n = 113 人

また、長期休暇中の利用意向は「低学年時の利用」、「高学年時の利用」を合わせると、77.9%と高い率を示しています。



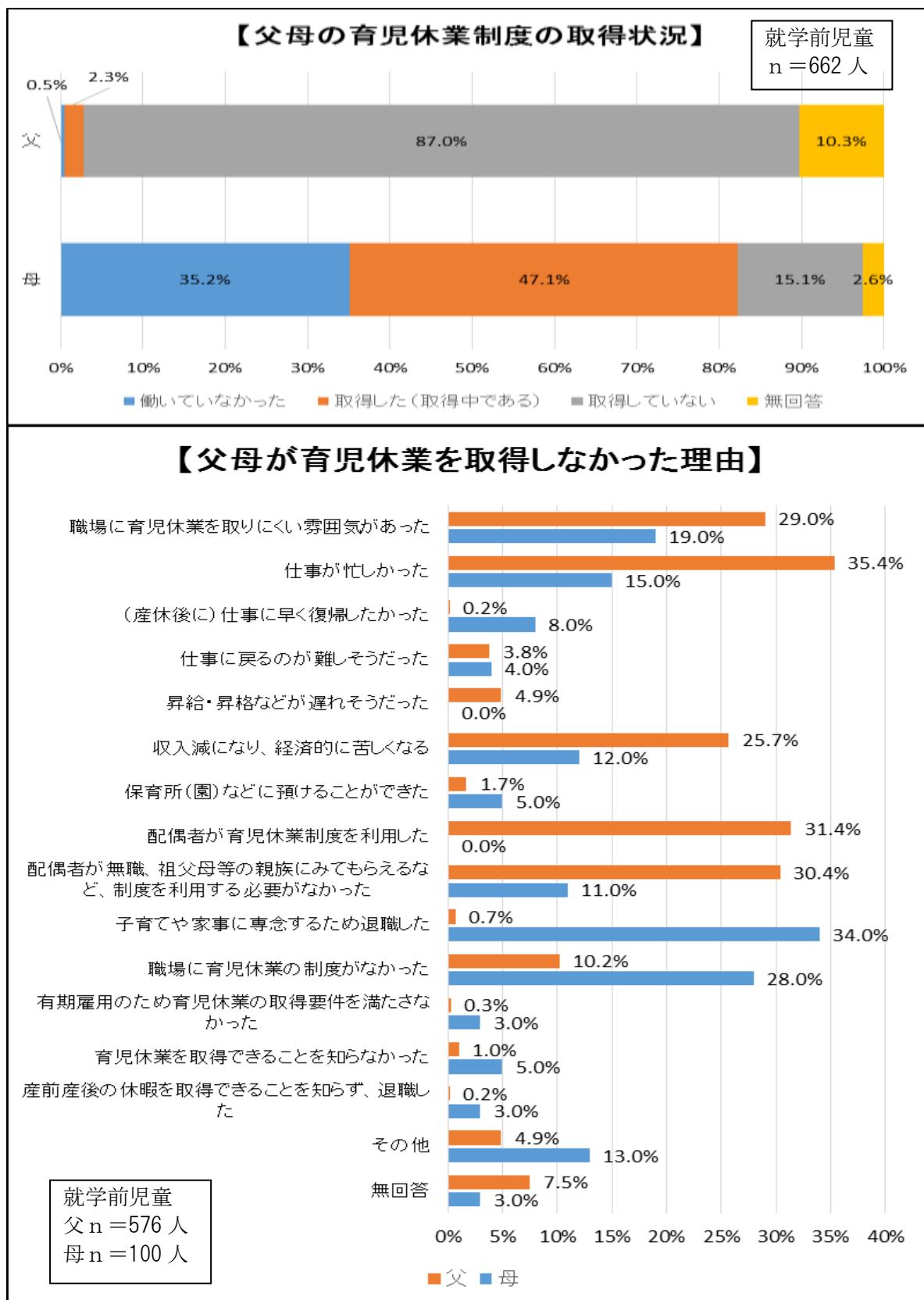
(7) 子育て支援サービスの周知・利用状況と今後の利用意向

就学前児童において、子育て支援サービスについて「知っている」では「保健センターの情報・相談事業」(48.9%)が最も多く、「利用したことのある」事業では「母親学級・育児学級」(18.4%)が最も多くなっています。「今後利用したい事業」では、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」(47.0%)が最も多くなっています。



4. 育児休業制度の利用状況

就学前児童の母で育児休業を「取得した（取得中である）」は47.1%、「取得していない」は15.1%となっています。取得しなかった理由としては、「子育てや家事に専念するため退職した」が34.0%と最も多くなっています。一方、父は「取得していない」が87.0%で、取得しなかった理由としては「仕事が忙しかった」が35.4%と最も多くなっています。

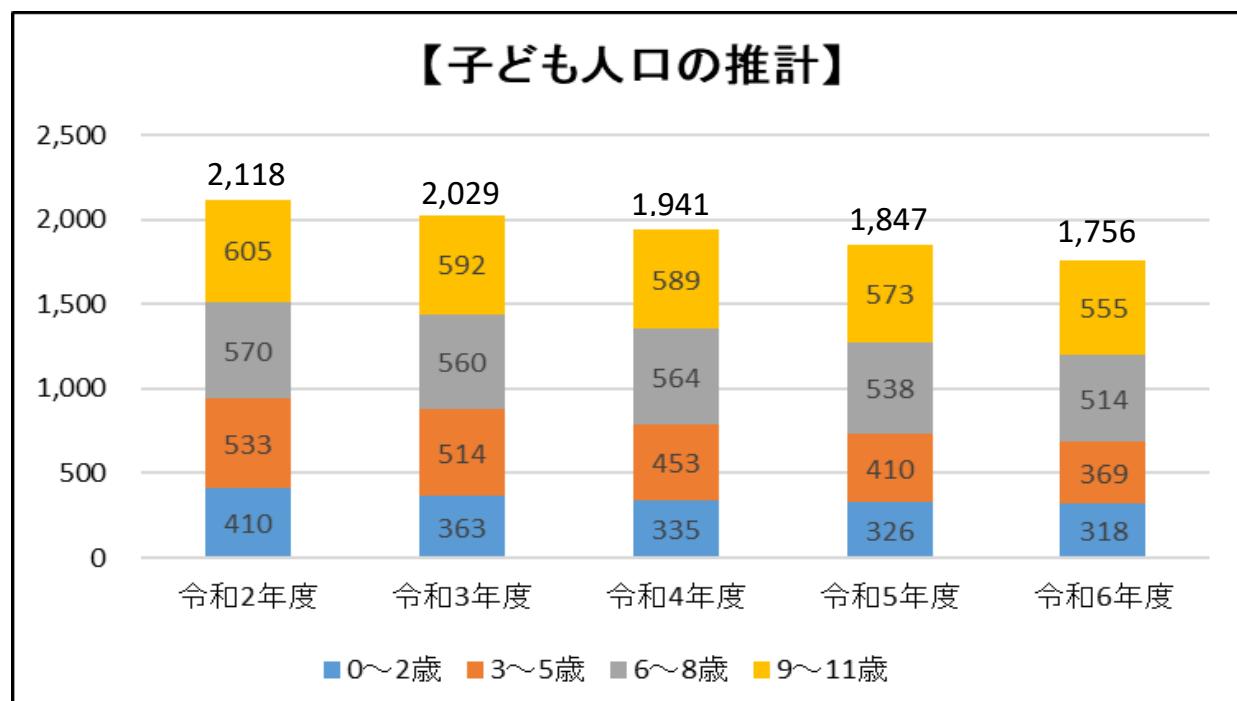


第2章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 子ども人口の推計

美里町の子ども人口の推計について、令和2年度から令和6年度までを推計すると、0～2歳では92人、3～5歳では164人、6～8歳では56人、9～11歳では50人の減少が予測されます。

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	120	109	103	110	105
1歳	130	119	113	103	110
2歳	160	135	119	113	103
0～2歳	410	363	335	326	318
3歳	157	157	137	119	113
4歳	196	164	154	137	119
5歳	180	193	162	154	137
3～5歳	533	514	453	410	369
6歳	191	182	198	162	154
7歳	188	187	178	198	162
8歳	191	191	188	178	198
6～8歳	570	560	564	538	514
9歳	208	194	189	188	178
10歳	190	205	196	189	188
11歳	207	193	204	196	189
9～11歳	605	592	589	573	555
合計	2,118	2,029	1,941	1,847	1,756



2. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて設定するよう定められていますが、美里町ではこの設定単位を、居住地に関わらず勤務先や家庭事情などの利便性を考慮してサービスを利用できるよう、「全町で1区域」とします。

3. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

(1)認定区分

幼児期の教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所、認定子ども園、認可外保育施設の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区 分	対 象		該当する施設
1号認定 (幼稚園・認定こども園教育枠)	3~5歳	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定子ども園)
2号認定 (幼稚園・認定こども園教育枠+一時預かり利用)	3~5歳	共働き等で学校教育の希望が強い家庭	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定子ども園)
2号認定 (保育施設希望)	3~5歳	共働き家庭等	特定教育・保育施設 (保育所・認定子ども園)
3号認定	0~2歳	共働き家庭等	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) 地域型保育施設 (小規模・事業所内保育施設)

(2)計画期間における量の見込み

【1号認定（3~5歳児で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い区分）】

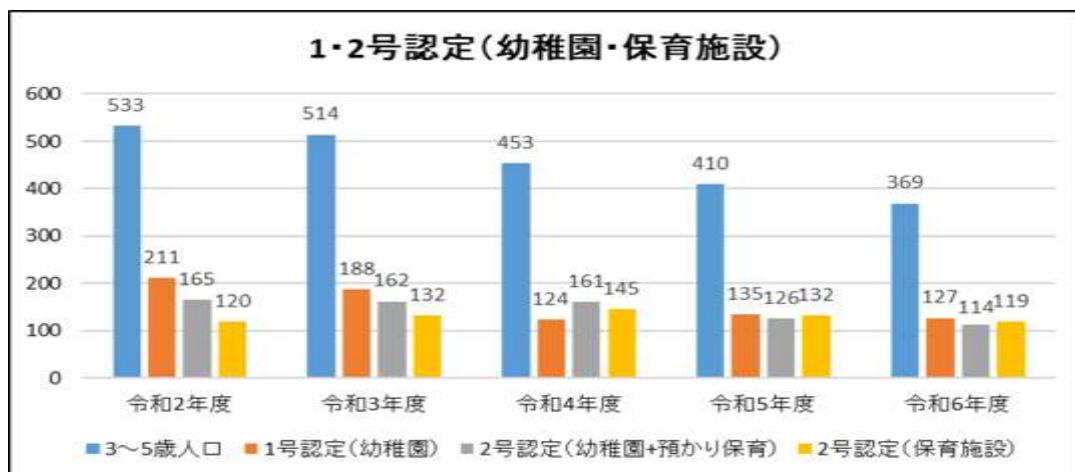
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	211	188	124	135	127
②確保方策	特定教育・保育施設	211	188	124	135
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

【2号認定（幼稚園希望：3~5歳児で保育の必要性がありながらも、教育ニーズが高い認定区分）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	165	162	161	126	114
②確保方策	特定教育・保育施設	165	162	161	126
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

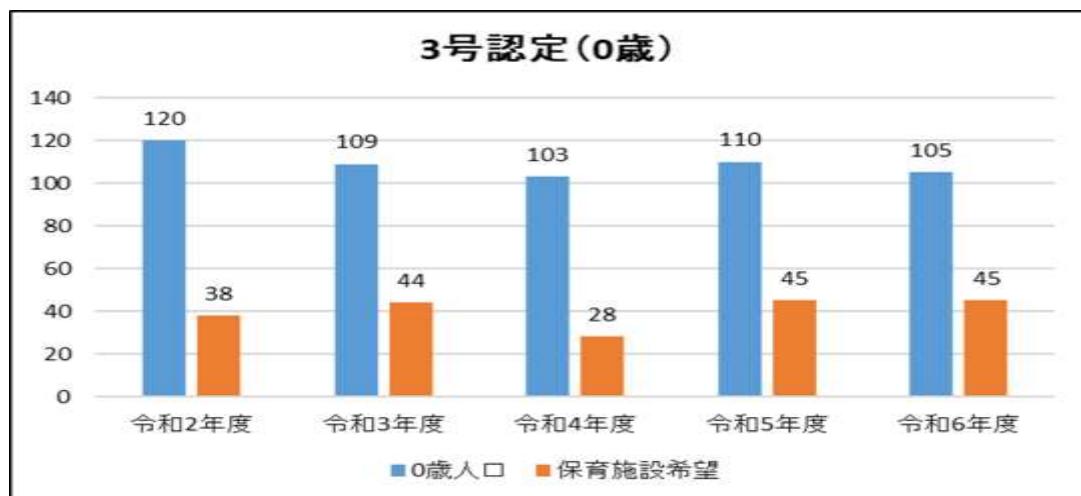
【2号認定（保育施設希望：3～5歳児で保育の必要性があり、保育施設の利用希望が強い認定区分）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		120	132	145	132	119
②確保方策	特定教育・保育施設	152	149	149	148	148
③認可外保育施設		0	0	0	0	0
(②+③) - ①		▲32	▲17	▲4	▲16	▲29



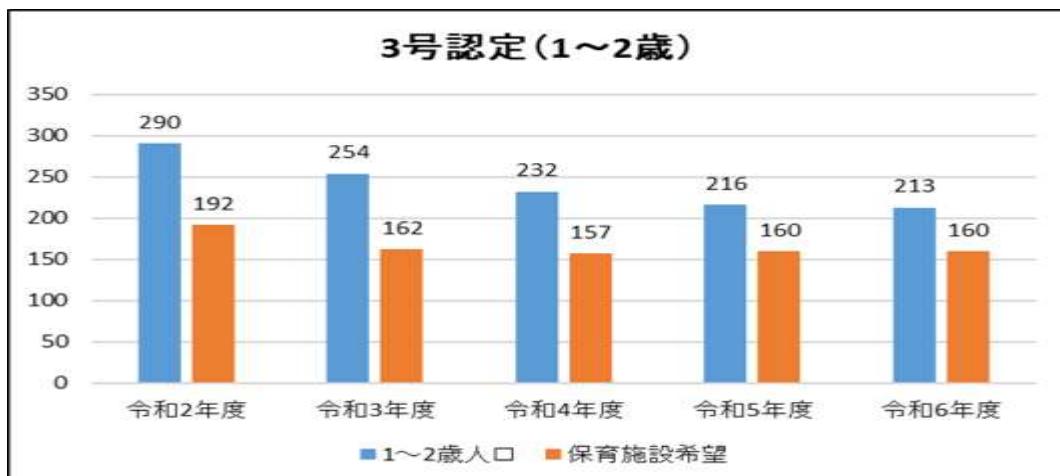
【3号認定（保育施設希望：0歳児で保育の必要性があり）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		38	44	28	45	45
②確保方策	特定教育・保育施設	28	22	22	19	19
	特定地域型保育事業	17	23	23	23	23
③認可外保育施設		1	2	2	3	3
(②+③) - ①		▲8	▲3	▲19	0	0



【3号認定（保育施設希望：1～2歳児で保育の必要性があり）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		192	162	157	160	160
② 確保 方 策	特定教育・ 保育施設	120	100	96	90	84
	特定地域型 保育事業	50	71	72	71	71
③認可外保育施設		14	7	6	6	6
(②+③) -①		8	▲16	▲17	▲7	▲1



【0～2歳児童の保育利用率】

国から示された基本指針等に沿って、計画期間内における0～2歳児童の保育利用率を次の通り定めます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①推計児童人口 (0～2歳)	410人	363人	335人	326人	318人
②保育所等入所希望数 (量の見込み)	238人	206人	185人	205人	205人
③保育所等受入可能数 (確保方策)	230人	225人	221人	212人	206人
保育利用率(②/①)	58.0%	56.7%	55.2%	62.9%	64.5%

(3) 各事業の推進の方向性

○保育所

保護者が就労している、病気療養をしている等により、家庭で保育することが困難であるなど、保育を必要とする乳幼児について、保護者に代わり保育所での保育を行います。

【今後の方向性】

保育所の利用希望は少子化傾向にあるにも関わらず保育ニーズは高くなっています。町では、保育ニーズが高い0歳から2歳までの低年齢児の保育枠の拡大策の一つとして、平成29年度から町内の認可外保育施設を小規模保育施設へ移行を支援してきました。これまでに4施設が小規模保育施設として開所しております。また、懸案となっていた民設民営の新設保育園が令和2年4月に開園したことにより、保育枠が拡大し、令和3年度4月1日時点では小牛田保育所分園を休園としたうえで待機児童が解消しました。

今後、老朽化の著しい小牛田保育所分園については、廃止及び解体を進めていきます。

○幼稚園

小学校就学前の3~5歳児に向けた教育を行います。

【今後の方向性】

就学前の幼児教育については、基本的な生活習慣を身に付ける大切な時期となることから、幼児が円滑に就学することができるような教育を実践していきます。

近年、園児数は減少傾向にありますが、共働き世帯等の増加や幼児教育・保育無償化に伴い預かり保育を希望する世帯が増加しています。そのため、預かり保育については、幼児教育・保育ニーズを把握し、実情に応じた受入定員の確保に努めます。

また、幼児教育・保育の一元的運用を視野に入れ、認定こども園への移行について検討を進めています。

○認定子ども園

保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持ち、就学前の教育・保育を行います。

【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化に伴い今後、保育ニーズが今まで以上に高まり、更には親の就労の有無、形態等で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供することが求められていることから、教育並びに保育を必要とする満3歳以上の子どもに対する教育・保育を一体的に行うため保育所と幼稚園の機能をあわせもつ認定こども園制度導入が全国的に広がっています。本町においても令和4年度に、食と森の保育園美里が「幼保連携型認定こども園 食と森のこども園美里」になりました。公立施設においては、幼保一体化施設として認定こども園にもっとも近いなんごう幼稚園・保育園の幼

保連携型認定こども園化、また、こごた幼稚園、ふどうどう幼稚園についても、国の方針に準じて認定こども園に移行できるよう民間移行も視野に入れながら検討を進めています。

○認可外保育施設

国の設置基準に満たないものの、「認可外保育施設指導監督の指針」に基づく届け出を宮城県に行っている保育施設で、宮城県の検査・指導を受けている保育施設です。

【今後の方向性】

美里町には、現在4箇所の認可外保育施設が運営を行っていますが、いずれも宮城県の指導を受けながら、健全に運営を行っています。認可保育所の補完的役割を担っていただいており、今後も町と協力体制を密にしながら運営を進めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 計画期間における量の見込み

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
時間外保育事業 (延長保育)	①量の見込み	173人	179人	175人	175人	170人
	②確保方策	173人	179人	175人	175人	170人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
一時預かり（在園児対象）						
1号認定の利用	①量の見込み	145人日	106人日	100人日	100人日	100人日
	②量の見込み	52,800人日	40006人日	40480人日	40480人日	40480人日
	③確保方策	53,085人日	53,085人日	53,085人日	53,085人日	53,085人日
	③-②-①	▲5,456人日	▲12,973人日	▲12,505人日	▲12,505人日	▲12,505人日
一時預かり（在園児対象以外）	①量の見込み	80人日	138人日	115人日	115人日	115人日
一時預かり (在園児以外)	②確保方策	80人日	138人日	115人日	115人日	115人日
	③確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
ファミリーサポート事業 (病児・病後児以外)	③-②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
子育て援助活動支援事業	①量の見込み	0人日	0人日	15人日	30人日	50人日
②確保方策	0人日	0人日	15人日	30人日	50人日	
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	993人回	956人回	1,093人回	1,069人回	1,045人回
	②確保方策	993人回	956人回	1,093人回	1,069人回	1,045人回
	②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回
利用者支援事業	①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
乳児家庭全戸訪問事業	①量の見込み	96人	96人	105人	105人	105人
	②確保方策	96人	96人	105人	105人	105人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
養育支援訪問事業 (その他要保護児童等の支援に関する事業)	①量の見込み	25人	26人	27人	27人	27人
	②確保方策	25人	26人	27人	27人	27人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
妊婦健診	量の見込み	167人	151人	151人	151人	151人
	①検診回数 (①×14回)	1,233回	1,116回	1,116回	1,116回	1,116回
	②確保方策	1,233回	1,116回	1,116回	1,116回	1,116回
	②-①	0回	0回	0回	0回	0回
放課後児童健全育成事業	①量の見込み	245人	257人	279人	315人	315人
低学年（1～3年生）	②確保方策	235人	249人	270人	300人	300人
	③確保方策	10人	11人	40人	50人	50人
高学年（4～6年生）	③-②-①	0人	▲3人	▲31人	▲35人	▲35人

(2)各事業における量の見込み

○時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、11時間の保育時間を超えて保育所等で保育をする事業です。

【今後の方向性】

保護者の保育需要等を踏まえながら、今後も適正な提供体制がとれるよう、保育士の確保に努め、引き続き実施していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	173人	179人	175人	175人	170人
②確保方策	173人	179人	175人	175人	170人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

○一時預かり（幼稚園在園児対象）

幼稚園及び認定こども園（教育枠）に在籍する通常保育の園児で、家庭等の事情により一時的に降園後の保育を希望する園児を対象に各園で実施しています。

【今後の方向性】

今後も継続して実施していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	145人日	106人日	100人日	100人日	100人日
②量の見込み	47,484人日	40,006人日	40,480人日	40,480人日	40,480人日
③確保方策	53,085人日	53,085人日	53,085人日	53,085人日	53,085人日
③-②-①	▲5,456人日	▲12,973人日	▲12,505人日	▲12,505人日	▲12,505人日

(年間延べ数)

○一時預かり保育（幼稚園在園児対象以外）

幼稚園や保育所（園）、認定こども園に入所していない就学前児童を、保護者が一時的に保育できない場合に保育所（園）、認定こども園で預かる事業です。

【今後の方向性】

今後も継続して実施していきます。

一時預かり (在園児対象以外)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	80人日	138人日	115人日	115人日	115人日
②確保方策 一時預かり(在園児以外)	80人日	138人日	115人日	115人日	115人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(年間延べ数)

○病児病後児保育事業

病気（当面病状の急変が認められない場合）又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な子どもで、保護者の勤務の都合などのため家族で育児を行うことが困難な子どもを、専用の保育室において、保育士と看護師が一時的に保育する事業です。

病児病後児保育事業には、病院・診療所、保育所等において専用の保育室等を備えるなどにより保育を行う「病児・病後児対応型」、保育中の体調不良児を一時的に預かる「体調不良児対応型」、研修を受けた保育士、看護師等が児童の自宅において保育を行う「訪問型」があります。

【今後の方向性】

「体調不良児対応型」については、専用の保育室を整備・確保することができなかつたことから、これまで実施していませんでした。今後、小牛田保育所において専用の保育室を確保し、保育所内で保育中に体調を崩す児童を一時的に預かる「体調不良児対応型」の実施に向けて準備を進めていきます。

また、「病児・病後児対応型」と「訪問型」については、医療機関の協力が必要なことから、今後は、医療機関に協力を求め、実施に向けた協議を進めていきます。

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

地域において、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【今後の方向性】

美里町では、令和4年度にファミリー・サポート・センターを立ち上げました。今後は事業の周知を図りながら、育児の援助を受けたい方、行いたい方のマッチング（連絡・調整）を行っていきます。

子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート事業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	0人日	15人日	30人日	50人日
②確保方策	0人日	0人日	15人日	30人日	50人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(年間延べ数)

○子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気その他の理由で、家庭において保育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

【今後の方向性】

美里町では実施できる施設がないことから、これまで実施されてきませんでした。平成31年2月に実施したニーズ調査の結果によれば、家庭において保育ができることが一時的に困難となった場合に、家族以外の親族・知人に預けることができない保護者が2割となっています。こうした結果から、現在においても子育て短期支援事業の利用者ニーズはあるものと思われます。

しかし、町単独での事業実施は困難なことから広域利用の可否について検討していきます。

○地域子育て支援拠点事業

子育て家庭の支援を目的に、子育て親子の交流の場の提供と促進や、子育て等に関する相談・支援の実施、地域の子育て情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施などを行う拠点です。

【今後の方向性】

小牛田・南郷子育て支援センターにおいて、今後も継続して実施していきます。

地域子育て支援拠点事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	993人回	956人回	1,093人回	1,069人回	1,045人回
②確保方策	993人回	956人回	1,093人回	1,069人回	1,045人回
②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

○利用者支援事業

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や、相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整を行います。

【今後の方向性】

小牛田・南郷子育て支援センターにおいて、今後も継続して実施していきます。

利用者支援事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

○乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることを目的としています。

また、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

【今後の対応】

現在、美里町では、健康福祉課の保健師等が乳児家庭全戸を訪問しており、今後も継続していきます。

乳児家庭全戸訪問事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	96人	96人	105人	105人	105人
②確保方策	96人	96人	105人	105人	105人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

○養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【今後の対応】

美里町では、健康福祉課の保健師等が乳児家庭全戸を訪問しており、その中で養育支援が必要と認められる家庭に対し行っている事業であり、今後も継続していきます。

養育支援訪問事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	25人	26人	27人	27人	27人
②確保方策	25人	26人	27人	27人	27人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

○妊婦検診

妊婦の健康と子どもの健やかな成長・出産を応援するために、妊婦健診の費用を助成する事業です。

【今後の対応】

美里町では、現在妊婦1人につき14回、多胎児の場合は16回の健診について助成を行っており、今後も継続していきます。

妊婦健康診査	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	167人	151人	151人	151人	151人
②検診回数（①×14回）	1,233回	1,116回	1,116回	1,116回	1,116回
③確保方策	1,233回	1,116回	1,116回	1,116回	1,116回
③-②	0回	0回	0回	0回	0回

○放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【今後の対応】

美里町では、現在6か所の放課後児童クラブを運営しており、うち3か所が小学校の空き教室や敷地内で運営しています。小学校3年生までの児童を対象として事業を行っていますが、年々、放課後児童クラブ利用のニーズは高まる傾向にあり、定員に空きがある場合には4年生以上の児童の受入れも行っています。

今後は、指導員の確保を行いながら、ニーズに合わせた受入枠の拡大を行っていきます。また、民間による運営手法の活用などの検討も進めていきます。

放課後児童健全育成事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	245人	257人	279人	315人	315人
②確保方策（1～3年生）	235人	249人	270人	300人	300人
③確保方策（4～6年生）	10人	11人	40人	50人	50人
（③+②）－①	0人	▲3人	▲31人	▲35人	▲35人

○多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進及び多様な事業者の特色を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

【今後の対応】

新規参入する事業者の事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援を行っていきます。

5. 新・放課後子ども総合プラン

【経緯】

国では、平成 26 年に共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるため「放課後子ども総合プラン」を策定しました。このプランの目標とする約 30 万人分の整備が順調に進むなど、大きく伸びていきましたが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小 1 の壁」・「待機児童」を解消するため、新たに「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

【本町の対応】

美里町では、現在「放課後児童クラブ」を町内 6 か所で実施しています。小学校 1 年生から 3 年生までを対象としつつ、一部の放課後児童クラブにおいては、4 年生以上の受け入れも行っています。近年の急速なニーズを反映するため、受け入れ児童の拡大に努め、併せて放課後児童支援員の資格取得に向けて、従事職員の研修受講を推進してきました。今後は、高学年の利用も含めた受け入れ枠の拡大のための施策を展開していきます。さらには、第 1 期計画において、「放課後児童クラブ」に加えて、「放課後・週末子供教室」の計画的な整備を掲げましたが、実現に至っていないことから、計画期間内に「全ての児童等が放課後・週末等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる」よう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後・週末等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動を行う事業（放課後子供教室）の一体型または連携型の実施に向けて進めていきます。

(1) 「放課後児童クラブ」の受け入れ枠の拡大

これまでの「放課後児童クラブ」は、町内の児童館を中心に実施していましたが、建物の老朽化や児童館におけるスペースの大部分を使用するものの、受け入れ児童の拡大に向けた施設改修は困難な状況となっています。今後想定されるニーズの拡大に向けて、実施場所の再編の必要性があります。また、昨今問題となっている児童の移動に関する安全対策を考慮すれば、これまで困難とされてきた小学校における空き教室の活用について再度検討していきます。

(2) 「放課後児童クラブ」の安定的運営

「放課後児童クラブ」を安定的に運営するためには、事業に関わる専門職員の配置が欠かせません。美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準においては、専門職員を支援の単位ごとに 2 人以上配置することとし、その内の 1 人は、県知事が行う研修を修了した放課後児童支援員とすることとしています。これまで、「放課後児童クラブ」に従事する職員に対して、放課後児童支援員の資格取得を推奨してきましたが、今後も継続していく必要があります。また、これまで児童館を中心とした事業展開を行ってきたことにより、「児童館＝放課後児童クラブ」というイメージは強くなっていることから、

本来の児童館事業と放課後児童クラブ事業を分離し、児童館を行政の担う児童福祉施設としつつも「放課後児童クラブ」については、より専門的な職員の育成に実績のある民間手法による事業展開ができないか検討していく必要があります。

(3) 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体的又は連携的な実施及び目標事業量

現在、6か所の「放課後児童クラブ」の実施と比較して、「放課後子供教室」については、北浦地域及び南郷地域の2か所に限定されています。「新・放課後子ども総合プラン」においては、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体的又は連携的な実施を推奨していますが、本町においてはその釀成にまだ至っていません。今後は、未設置の地域における「放課後子供教室」の設置に向けて学校及び地域との協議の場を設ける必要があります。

「放課後子供教室」が既にある北浦地域及び南郷地域においては、「放課後児童クラブ」との一体的又は連携的な実施に向けて検討していきます。

目標事業量

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一体型	0	1	3	4	5
連携型	0	1	0	1	1

一体型・・・小学校の空き教室を利用または、隣接した場所で施設を運営

連携型・・・小学校から離れた場所で施設を運営

(4) 地域の実情に応じた「放課後児童クラブ」の開所時間の延長に係る取組等

本町では、全ての「放課後児童クラブ」において、午後7時まで開所時間を延長してきました。さらに平成26年12月の長期休暇時から、これまで午前8時からであった土曜日や長期休暇時の開所時間を午前7時からに変更しました。本計画期間である令和6年度までにおいても、引き続き開所時間の延長を継続していきます。

第3章 計画の基本目標

○基本目標

安心して子育てができる 子どもも 親も 地域も 互いに育ちあうまちづくり

子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、安心して子どもを生み、ゆとりを持ちながら子どもを育てていくことができるようになるためには、子どもの成長や子育て中の家庭を地域、企業、行政が一体となって、支援していく社会づくりが必要です。

このため、町では「安心して子育てができる子どもも親も地域も互いに育ちあうまちづくり」を計画の基本目標にかけ、未来を担い、21世紀にはばたく子どもたちがより良い環境のもとで、健やかに成長していくための各種施策を総合的に推進していきます。

○基本方針

1 安心して子どもを生み育てるために

子育ては、家庭に明るさや幸福をもたらし、親自身の人間的な成長にもつながります。少子化の時代にあって、子育ての楽しみや喜びが感じられ、また一方で、子育てに関する不安が解消されるためには、安心して子どもを生み育てられる環境づくりが必要です。

そのために、妊娠・出産から子育てに至るまでの様々な状況に応じて、適切な環境や条件を整備していきます。また、引き続き保護者への経済面での支援を行い、負担の軽減を図ります。

2 子育てと仕事の両立を支援するために

ライフスタイルの変化や近年の女性就業率の上昇等により、女性の社会進出が進み共働きの家庭が増えてきています。このため、子育てをしながらも安心して働くことができるよう、保護者の就労形態に応じたサービスの提供や、子育てしやすい就労環境づくりを目指していきます。

さらに、男女がよきパートナーとして、家事や育児を担い、ともに協力し合いながら心豊かな日々が送れるよう、男女共同参画のもとで子育てを推進していきます。

3 子ども達が健やかに成長するために

幼児期及び学童期は子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心や社会性などが育まれる時期であり、家庭教育がその出発点であるといえます。

このことから、家庭でのふれあいを大切にし、家庭の教育力を高めるための支援を行いながら、次代を担う子ども達が健やかに成長するよう、家庭や幼児教育・保育施設、学校を通して教育の充実を図っていきます。

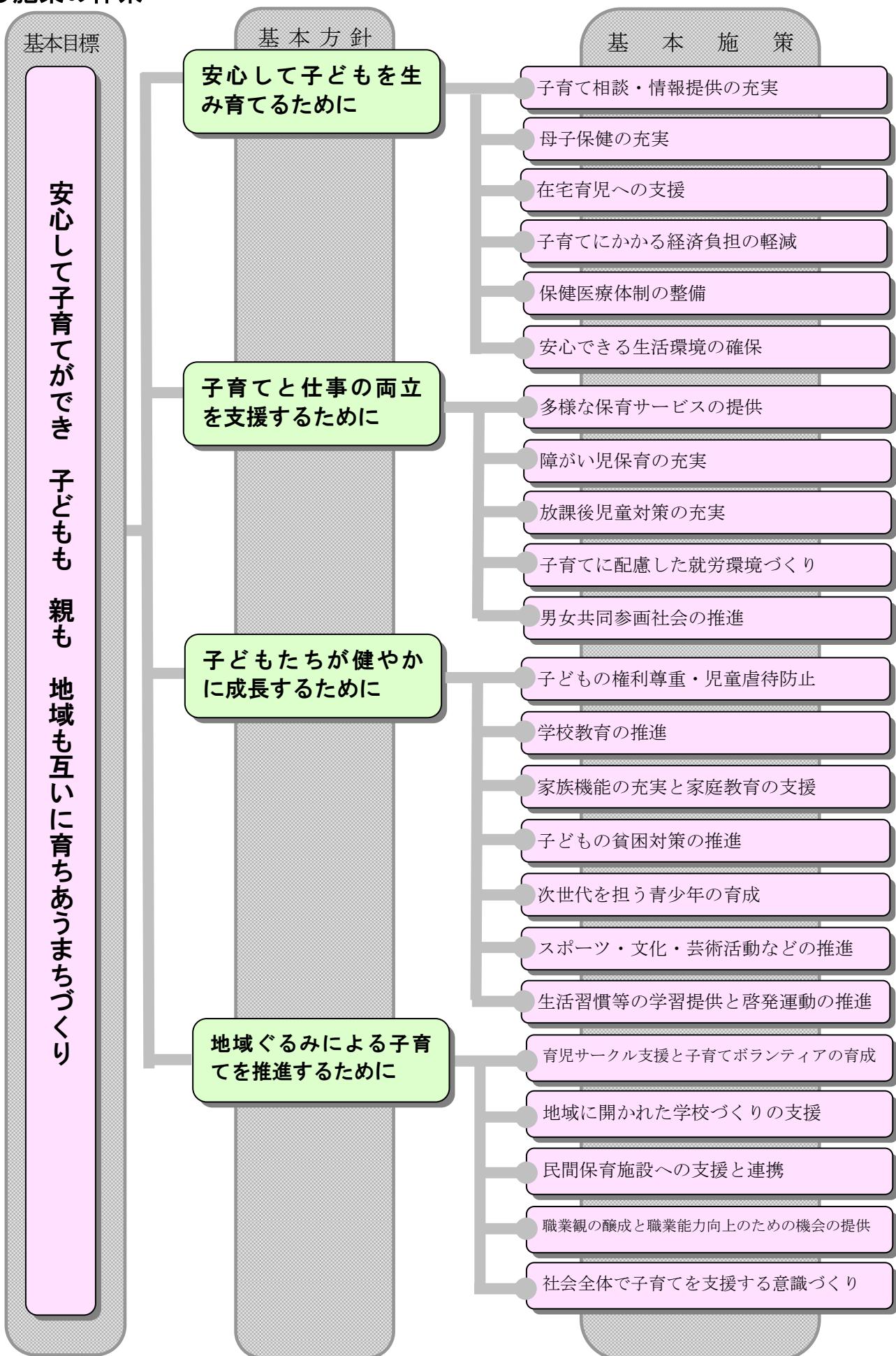
また、子ども達も社会の一員であることから、一人ひとりの意見や権利が尊重され、主体的に社会参加できる地域づくりを目指していきます。

4 地域ぐるみによる子育てを推進するために

地域での子ども同士の交流も少なくなり、様々な人間関係の中で自然に身につくはずの思いやりや互いに支え合う心が希薄になってきています。また、親の育児に対する不安感や孤立感も増えていることから、家庭内だけではなく、地域の関わりをも深めていくことが必要です。

これらのことから、各施設による対応だけでなく、より身近な地域においての相談の場や交流の機会をつくり、子どもの成長と子育てを地域全体で支援する体制づくりを推進していきます。

○施策の体系



第4章 基本計画（令和2年度～令和6年度）

第1節 安心して子どもを生み育てるために

【現状・課題】

町が提供する子育てに関する相談や情報を利用したことがあるとする保護者が多い一方、これから利用したいとする意見も多くあります。

行政の各部署がそれぞれ個別に情報を提供するのではなく、ホームページも活用しながら、総合的に情報を提供できる施策が必要であると思われます。

地域子育て支援拠点事業の利用状況では、利用していない親の数が利用したことのある数を大きく上回っている現状にあり、子育て期に交流機会を持つことなく、母親が一人で不安や悩みを抱えてしまう恐れがあります。子育て支援センターを拠点とした育児に関する交流の場の設定がこれまで以上に重要になると思われます。

子育てにかかる経済的負担を軽くしてほしいという世論を受け、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園・保育所等の利用料の負担軽減が図られました。児童手当の支給については国の制度に準じて実施していますが、子ども医療費の助成は平成26年10月より所得要件を撤廃し、対象を15歳に達した年度末まで町独自に延長し実施しています。

町内には産婦人科や小児科のある病院がなく大崎市をはじめ近隣市町の医療機関に依存しています。このためかかりつけ医を持つことが困難な状況にあり、広域的な医療機関との連携が必要です。

大小様々な公園が整備設置されていますが、今後も地域バランスを考慮しながら、防災対策も含め遊び場や交流の場の確保が求められています。公園に設置されている遊具等については、一部老朽化したものもあり、子ども達の安全性確保のために定期点検や更新整備が必要です。通学時の交通安全対策としては、幼稚園児・小学生に対してはスクールバス運行の施策を講じているものの、通学路の歩道確保や信号機、防犯灯の設置なども必要と思われます。

【基本施策】

1. 子育て相談・情報提供の充実

身近なところで、気軽に相談できるよう、各関係機関（保育所、子育て支援センター、児童館、幼稚園、民生委員児童委員、学校教育相談員等）における各相談窓口を充実させるとともに、関係機関相互の連携を強化し、相談体制のネットワーク化を引き続き促進していきます。

個別的かつ深刻な相談に対応するため、子ども家庭総合支援拠点の整備を行うとともに、宮城県北部児童相談所などとの連携により、専門スタッフや医師との協力も図ります。

地域に密着した子育てに関する情報を提供できるよう、広報誌やホームページなどを活用しながら最新の情報を提供していきます。

2. 母子保健の充実

産後間もない時期は育児に対する不安、ストレスが多くみられることがから、気軽に相談や学習ができる体制の強化を図るとともに、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業、新生児訪問を継続実施し、母子健康包括支援センターを中心として、妊娠期から育児期にわたり切れ目のない相談体制や支援ができるよう関係機関との連携を強化します。

また、健診や相談を通して子どもの発達段階を理解しながら安心して子育てができるよう、成長に応じた各種健診の充実を図るとともに健診受診率の向上に努めています。

さらには、生活習慣の基礎となる乳幼児期に楽しく、バランスの良い食生活や歯磨きの習慣を身に付けながら、身近な場所で身体を動かしたり、外で遊ぶ楽しさを通した健康づくりを推進します。

3. 在宅育児への支援

現在、保護者の疾病等の理由による緊急時及び、私的 lý由により保育を必要とする場合には、一時保育を実施しています。保育所や幼稚園に入所（園）していない子どもの保護者への支援としては、子育てに関する相談や情報の提供、親子での交流、子育てサークルの育成などを行っていきます。また、在宅で子育てしている親及び祖父母の育児不安を解消し、リフレッシュを図るために子育て講座を開催しながら、子育て世代の交流機会を作ります。

4. 子育てにかかる経済負担の軽減

子ども医療費助成の対象を中学校終了までとし、すべての中学生までの子どもの医療費を無料としました。今後も継続することにより、家庭における経済負担の軽減を図ります。

幼稚園・保育所の保育料については、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化に伴い 3 歳から 5 歳児、0 歳から 2 歳児の非課税世帯について保育料が無償化されました。

民間保育施設（認可外保育所）入所者世帯の負担軽減を図るため、「認可外保育施設入所助成事業」を無償化の対象にならない世帯に引き続き実施していきます。

母子父子家庭児童の保育所入所については、優先的な入所に配慮をし、子育てと仕事の両立ができるよう支援していきます。

子育て相談などを通じて、日常生活の悩みや育児不安が解消できるように関係機関と連携していきます。

5. 保健医療体制の整備

急病や夜間診療については、今後とも2次医療圏の拠点病院である大崎市民病院（救命救急センター）との連携を強化します。病気などの相談については、町立病院を核として相談できる体制を整備していきます。

6. 安心できる生活環境の確保

自然の中で子どもたちがのびのびと遊べるよう、公園の維持・管理に努めています。また、公園内遊具の安全点検と老朽化した遊具については、建設課との連携により定期的に更新していきます。

第2節 子育てと仕事の両立を支援するために

【現状・課題】

保育所では生後2か月からの低年齢児保育を実施していますが、待機児童の解消にはいまだ至っていません。

現在、小学校区が6つに対して、児童館が4つとなっています。児童館は基本的に自由来館であるため、学年に関わらず、誰でも来館し、遊ぶことができますが、スクールバスによる上下校の定着化による一般来館児童の減少や放課後児童クラブを中心とした運営が主となっており、本来の児童館としての役割をどう担っていくのか現在の点在型の見直しを含めて検討する必要があります。

また、最近では子どもが自宅内で過ごす時間が多い傾向にあり、遊び方を知らない子どもたちも見受けられることから、多くの子どもたちが気軽に児童館事業に参加するよう保護者の協力を得ながら、学校休業日での利用を広く呼びかけを行っていくことも必要です。

男女を問わず、企業においても育児休業制度などの導入を行っている事業所も多くなっていますが、依然その取得は女性に偏り、男女を問わずに仕事と子育ての両立を実現できる社会の構築や残業時間の短縮など、労働条件改善にむけた普及啓発や事業所側の積極的な協力が求められています。

家庭内における固定的な男女の役割意識を改めながら、父親が積極的に育児や家事に参加することができる社会の実現が必要です。

【基本施策】

1. 多様な保育サービスの提供

保護者の就労形態の多様化などに対応するため、延長保育、土曜日一日保育を実施しています。

母親の産後休暇明けからの職場復帰に配慮して、生後2か月児からの保育受入れを継続し、低年齢児の入所拡大に向けた体制や施設の整備を図ります。

緊急時や保護者のリフレッシュの目的等で一時的に保育が必要となる子どもたちを保育所において一時保育を実施しています。

幼児期の子どもたちが心身ともに健全で、豊かな人間性を育みながらのびのびと成長できるよう民間施設と協調を図りながら保育内容の充実や職員の資質向上のための研修の充実に努めます。

地域の方々も気軽に参加できる行事を開催しながら、子どもたちと地域の方々との交流を深め、地域の中で子どもたちが育つような機会を作っていきます。

子どもたちがより良い環境のもとで健やかに成長することを目指して、今後も保育サービスに関する柔軟性や専門性を高める民間活力の導入や地域の多様な人材の活用についても引き続き検討していきます。

2. 障がい児保育の充実

障がいのある子どものなかで、保育所・幼稚園で集団保育を行うことにより発達の改善が図られると認められる障がい児を受け入れ、関係機関との連携強化や、保育従事者の療育に関する専門知識の向上に努めます。また、障がい児一人ひとりの能力を最大限に伸長させることができるように障がい児保育の充実に努めます。

3. 放課後児童対策の充実

放課後児童クラブについては現在5学区に設置しています。受け入れ枠の拡大を図るとともに民間手法を取り入れた運営に向けて検討していきます。

児童クラブや児童館などを通じて、異年齢交流や地域との交流を深めるとともに、子どもたちの興味や関心を高め、体験しながら楽しく学べるような行事を開催していきます。さらに、時代にあった児童館の在り方についての検討を行っていきます。

また、地域住民等の参画を得て、学校休業日に合わせてすべての児童を対象とした体験、交流活動などを行う計画的な事業展開を進めていきます。

4. 子育てに配慮した就労環境づくり

子を持つ親が子育てと仕事を両立できるよう育児休業制度の積極的活用や有給休暇の取得促進等に関する情報提供や啓発を推進していきます。

5. 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の形成に向け、育児への積極的な父親参加など男女共同による子育て促進のための啓発事業を行います。

男女共に親としての必要な知識を学習する機会を作り、子育てへの不安の解消を図るとともに、男女共同による子育て意識を高めるため、男性も参加しやすい講座や父親同士の懇談会などの開催を図っていきます。

第3節 子どもたちが健やかに成長するために

【現状と課題】

今日、少子高齢化、核家族化、情報の多様化により、子どもたちには自らが考え、行動する力を養うことが必要とされ、発達段階に応じた各分野による支援や地域全体の調整機能の充実を通して、自己実現を図れるようになることが重要です。

また、価値観の多様化という時代の中で、家庭や地域の在り方も変化していることから、子どもたちが社会生活を送る上で必要となる基本的な生活習慣や他人を思いやる心、善惡の判断力や公共性などの道徳心を身に付けることができるような学習機会の提供も求められています。

【基本施策】

1. 子どもの権利尊重・児童虐待の防止

子どもが自ら考え、自分のことについて自由に意見を述べ、表現できる場を児童館、学校教育、社会教育において推進するとともに、子どもの権利や意見が尊重される地域社会を目指していきます。

子どもを持つ親のみならず、地域住民に対しても児童虐待防止についての意識啓発を図るため、虐待発見の通告義務の周知に努めます。

また、保健師の訪問指導や民生委員・児童委員、主任児童委員による地域での相談活動を充実しながら、要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待の防止と早期発見に努めるとともに、互いに相手を思いやる心と人権が尊重される社会づくりに向けた活動を推進していきます。

さらには子どもたちの健やかな成長を願い「有害環境の浄化運動」、「社会を明るくする運動」を一層充実させるとともに、町総ぐるみによる運動を進めていきます。

2. 学校教育の推進

学校教育の充実は、子どもたちと直接向き合う教員によるところが大きいところから、学校教育専門員等を配置し、教員の資質能力の向上を図るとともに、少人数学級の編制により、生活実感に根ざした興味をかきたてる授業や分かる授業の実施、子どもたち一人ひとりの個性を重視した教育の推進、基礎学力の確保・向上に努めるとともに、心の教育の充実も図ります。

また、地域に開かれた学校づくりを推進し、地域住民講師の参加などを得ながら、総合学習の時間などを活用した体験学習やクラブ活動・読書教育の充実などを通じて、国際性や社会性、自立意識を持ち、健康で人間性豊かな、明日の地域を担う町民を育てる教育の推進を図ります。

さらに、特色ある魅力的な学校づくりを推進するとともに、教育の効果が期待できる学校環境を目指し、適正規模・適正配置や通学区の検討を行うとともに、小・中の連携や高校との交流活動などの実現を目指します。

3. 家庭機能の充実と家庭教育の支援

家庭は子どもたちの人格形成の上で最も大切な場所です。親の家庭において果たすべき役割を深めるためには、家庭教育に関する学習の機会の提供に努め、家庭の教育力の向上を図ります。

また、家庭における家族の役割などを再認識するため、一家団らんで過ごす毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、一層の推進を図ります。

このため、家庭教育指導者・ボランティアの養成や「家庭の日」の運動推進に努めます。

4. 子どもの貧困対策の推進

子どもたちの将来が生まれ育った家庭の経済状況等によって左右されないよう、未来を担う子どもたちの学びや育ちを支えるために支援します。

基本的な生活習慣や教員補助員を配置して基礎学力の定着のための支援の充実と併せて、子どもたちが地域の中で多様な体験や関わりを通して自己肯定感を高め、将来に希望を持つことができるよう、地域全体で支えていく環境づくりを推進するとともに、さまざまな困難等を抱えている保護者や子どもが地域とのつながりや居場所を持ち、支え合いの中で自立した生活ができるよう、一人ひとりが置かれている状況に寄り添った支援を推進します。

また、経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し学用品費等の援助を行う就学援助事業、中学生までを対象に医療費を無料にする医療費助成事業等で経済的負担を軽減するための事業を推進していきます。

5. 次世代を担う青少年の育成

青少年の「豊かな人間性」と「生きる力」を育むため、様々な自然体験や生活体験、社会体験は重要です。資質向上のための自主性を重んじながら、多彩な体験の中でスキルアップを図ります。また、青少年活動を通じて子ども会活動や地域の行事などに積極的に関わっていける青少年リーダーの養成を目指していきます。

このため、まちづくり人材育成事業の推進や、平和学習の開催、国際交流姉妹都市である米国ミネソタ州ウィノナ市などへの海外派遣事業を推進していきます。

6. スポーツ・文化・芸術活動などの推進

スポーツ活動は爽快感、達成感、連帯感など精神的な充足や、楽しさ、喜びを与える、健康の増進、体力の向上に効果的であると同時に規範意識を身に付けることができるなど、青少年の心身の健康づくりに最適であることから、スポーツ施設の機能充実と活用の推進を図るとともに、指導者の確保と育成に努め、その環境づくりを進めて行きます。

また、豊かな感性・創造性を育むため、美里町に継承されている伝統文化や現代の芸術文化に身近にふれ、体験できる機会の充実と学校や文化施設などを拠点として継続的に体験・習得できる機会の提供に努めます。

7. 生活習慣等の学習提供と啓発運動の推進

生活習慣は子どもたちの健全な心と体に大きく影響を与えることから、「早寝・早起き・朝ごはん運動」の推進や「食育」の推進、「親子料理教室」の開催など保護者に対する学習機会を提供するとともに、家庭の意識高揚と啓発運動を推進します。

第4節 地域ぐるみによる子育てを推進するために

【現状と課題】

現在、子育てに関するサークルは町内に1団体あり、町内のコミュニティセンターを中心にお活動しています。

また、幼稚園や保育所に通っていない子どもやその保護者の交流の場づくりや、お互いに相談し合える機会を作っていくことも求められています。

近所付き合いが希薄化しつつある現代社会の中で、地域の活動において若い世代の参加が少ないということなどが指摘されています。それに伴い、子どもを持つ親の悩みとして子育てについて気軽に相談できる相手が身近にいないことや就学前の子どもにおいても遊び友達が少ないということが挙げられています。

これらのことから、まずは、親と子どもの双方がともに地域に溶け込んでいくことが必要です。

核家族化と少子化の流れの中で、在宅で子育てをしている家庭の親にとって子育ての知識習得や情報交換の場が必要ですが、地域における近隣とのつながりが希薄化していることから、本来地域の中で機能してきた子育て世帯を支える機能が低下しつつあり、その役目が果たせなくなっています。

このことから、今後は子育てを家庭内だけの問題として捉えるのではなく、虐待防止の観点からも地域全体がかかわり合いを持ちながら、気軽に相談できるような地域環境づくり、また、地域の方々もあたたかく子どもたちを見守りながら、支えていくことが必要です。

そして、それらの一環として、ファミリー・サポート・センターの設置やスポーツ少年団の指導などにおいても、地域の方々の積極的な参加が必要であると思われます。

【基本施策】

1. 育児サークル支援と子育てボランティアの育成

育児に関する情報交換や母親同士の語らいや仲間づくりを図るため、子育てに関する知識を深める講座や季節ごとの行事を取り入れた育児サークル事業を実施し、気軽に参加できる親子のコミュニケーションの場を提供していきます。

子育てサークル活動の支援と育児交流を促進するとともに、サークル同士の連携活動や移動交流会など子育てサークルのネットワーク化を図ります。

地域ぐるみでより良い子育て支援ができるよう、子育て支援ボランティア会員の育成、確保を図るとともに、会員研修や情報交換の機会を充実します。

町の保育所への入所待機の状況にある家庭や、病後児保育を希望する家庭など、共働きの保護者をサポートするために、家庭的保育事業の実施やファミリー・サポート・センターの設置に努めます。

2. 地域に開かれた学校づくりの支援

学校教育における志教育や体験学習に地域の人材の活用を促進するために、家庭・学校・地域が連携した「協働教育」の推進や、学校教育と社会教育の連携（融合）、生涯学習指導者や子育て支援ボランティア等の人材活用による地域教育力の向上を目指すとともに、地域における子どもの遊びや子育てを支援する活動の核となるPTAやジュニアリーダー、母親クラブ、子育て支援ボランティアなど青少年健全育成団体の育成と活動の活性化を図ることにより、地域が支える学校運営を目指し、空き教室や体育施設を積極的に開放し、学校と地域との交流を促進します。

3. 民間保育施設への支援と連携

子どもたちにとって適切な保育環境の維持と保護者の多様な保育ニーズに対応していくためには民間保育施設との連携が不可欠であることから、事業者及び県との情報交換や協力関係を深めていきます。

4. 職業観の醸成と職業能力向上のため機会の提供

青少年が学ぶことや働くこと、そして社会参加への意欲を高め、社会的な自立に必要な多彩な学習と社会参加への機会を提供するために、地元企業などへの依頼による職業体験学習等を開催していきます。

5. 社会全体で子育てを支援する意識づくり

地域社会の環境は子どもたちの健全育成に大きな影響を与えることから、地域住民の全てが子育ての問題を理解し、互いに支え合う地域社会を築いていくために、子育てに関する講演会の開催や広報誌などを通して、また、地域住民と青少年健全育成団体が連携して行動し、広く住民、地域、企業等の理解と関心を高め、子育てを地域社会全体で支援する意識の啓発に努めます。

中学生や高校生の多感な時期に、乳幼児とのふれあいや保育に親しむ機会を設け、若い世代から結婚や子育てに対する意識づくりを図るため、育児体験学習を実施します。

第5節 施策の数値目標

項目	令和2年度	令和6年度	備考
通常保育	353人	334人	公立128人
延長保育	7か所	8か所	
一時保育（一時預かり）	2か所	2か所	
特定保育	2か所	2か所	
地域子育て支援センター	2か所	2か所	
ファミリー・サポート・センター	0か所	1か所	
放課後児童クラブ	5か所	6か所	

第5章 計画の推進に向けて

各主体の役割

この計画の推進にあたっては、家庭や家族だけでなく、学校、地域、企業、行政などがそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組んでいくことが必要です。

1. 家庭の役割

子どもたちが心身ともに健やかに育つためには、家庭の役割が重要であり、家族が性別や慣習にとらわれず、個々人の責任や役割において家庭を築いていくことが必要とされます。家庭は子どもの人格や生活習慣を確立し、人間としての生活の原型を形づくる場であることから、愛情をもって子どもに接し、家族が安心して生活できる家庭を築いていくとともに、子どもの成長に応じた養育について、養育者自身が責任と自覚をもって、自らも成長していくために努力することが大切です。

2. 保育所・幼稚園の役割

保育所や幼稚園は、子どもの社会参加の場として、遊びなどの中で集団生活に必要なルールを身に付け、豊かな情操や自発性を養っていく場であるとともに、一人ひとりの発達の段階を踏まえた上での成長を見守り、支援していく上で重要な場です。

また、親同士や地域の人々との世代を越えた交流を深めるために、保育所、幼稚園を子どもの生活圏とのつながりを強いものにするとともに、子どもの安全を確実に確保していくことが求められています。

3. 学校の役割

学校では、豊かな人間性や社会性の基礎となる能力を育てながら、子どもの興味や好奇心を伸ばし、自ら考え行動することのできる教育環境を整備していくことが必要です。

また、学校教育では、生きる力を育む特色のある教育活動や確かな学力の定着、更にはたくましい心と健康な体を育む指導の充実を図りながら、家庭や地域社会との関係をより深めながら、地域に開かれた学校を目指していくことも求められています。

4. 地域の役割

子どもたちが地域の中で、さまざまな年齢の子どもや大人と関わりながら、社会生活のルールを学んだり、地域社会に対する興味や関心をもったりすることは、地域社会に対する愛着や将来における住民意識を高めるためにも重要です。

また、少子化や近隣関係が希薄化しつつあるなかで、孤立した子育てになりがちな状況を踏まえ、行政が主体となる各種保育サービスや相談等の拠点づくりとともに、住民一人ひとりが子育てや子育て世帯への関心を持ちながら、支援のあり方について考えていくことが求められています。

5. 企業の役割

若い世代が子どもを生み育てやすい環境を作るためには、従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が可能な働き方ができるように、職場全体の働き方や雰囲気をかえていく「働き方の改革」が必要になっていきます。

そのためにも、男性の育児休業制度の積極的な取得や労働時間の短縮など働く人々が子育てを行うことに対する理解を深め、協力していくことが大切であり、企業も地域社会の一員として、地域とともに子どもの育成や子育てを支援していくことが求められています。

6. 行政の役割

町は、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりに向けて、「町民と共に歩むまちづくり」、「常に危機管理を意識したまちづくり」、「総合計画を踏まえたまちづくり」を推進していきます。そのためには、情報の提供や収集を行いながら、多様な住民ニーズに応じた子育て支援を進める必要があり、ニーズを的確に把握し、住民の参加により事業を実施していくことが求められています。

また、子どもや子育てをめぐる問題については、関係機関との情報交換を行いながら、迅速な問題解決に努めていくことが求められます。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもが利用できる施設として、幼稚園及び保育所の認定子ども園化を早期に実現することが必要です。育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるよう施設間相互の連携を強化しつつ、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を目指します。

推進体制の整備

次代を担う子どもたちの健やかな成長を推進するため、基本目標・基本方針の実現を目指し、各関係機関の連携と、子育て支援の推進体制を整備していきます。

この計画が町民に周知できるよう、さまざまな機会を捉えて広報するとともに、子どもの育成や子育てを社会全体で支援する環境づくりにむけての普及・啓発を行います。

この計画を推進するにあたっては、関係機関における役割分担とともに、様々な計画を実行するための人材の確保が必要です。このことから多様な保育サービスの提供にむけた人材育成と専門的知識を深め個々の資質向上を図る研修を充実していきます。

子育て支援に関する施策は、児童福祉、保健、医療、教育、雇用環境など幅広い分野にわたって関係しているため、この計画の推進にあたり、府内関連部局の連携を一層強化するとともに、国・県等の関係機関とも密接な連携と協力関係を整え、一体となって施策の展開を図ります。

資料編

1. 策定委員会設置根拠

○美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会条例

平成25年3月14日

条例第24号

(設置等)

第1条 町長の諮問に応じ、子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）のため子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する施策の推進に関する事項を審議するため、美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第2条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（次号に掲げる者を除く。）又は子ども・子育て支援のための施策に関心を有する者（次号に掲げる者を除く。）で公募した者

(3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、委嘱した日から起算して3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年美里町条例第44号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

2 美里町子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿

氏名	所属団体・役職名	区分	備考
塩野 悅子	東北福祉大学教授	子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	委員長
大平 敏雄	教員経験者	子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	
忽那 香菜子	教員経験者	子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	
青木 英治		子どもの保護者	副委員長
澤村 美香子		子どもの保護者	
伊藤 努	おひさま保育園長	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	
千葉 千代		子ども・子育て支援のため の施策に关心を有する者	公募委員
多田 より子		子ども・子育て支援のため の施策に关心を有する者	公募委員

3 計画策定の経過

年	月 日	内 容
平成 28 年度	5 月 17 日	美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会ワークショップ 議題:美里町立保育所の運営のあり方について
	7 月 22 日	第 1 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:美里町立保育所の運営のあり方の美里町長への答申(案)について など
	9 月 28 日	第 2 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:美里町立保育所の運営のあり方の美里町長への答申(案)について など
	11 月 29 日	第 3 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:美里町立保育所の運営のあり方の美里町長への答申(案)について など
	12 月 16 日	第 4 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:美里町立保育所の運営のあり方の美里町長への答申(案)について など
	1 月 27 日	第 5 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:美里町立保育所の運営のあり方の美里町長への答申について など
平成 29 年度	2 月 22 日	第 1 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:美里町子ども・子育て支援事業計画と現在の状況について など
	3 月 27 日	第 2 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:美里町子ども・子育て支援事業計画について、小規模保育施設に係る意見について など
平成 30 年度	1 月 25 日	第 1 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:第 2 期美里町子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査について など
	3 月 26 日	第 2 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:第 2 期美里町子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査集計結果について など
令和 元年度	1 月 31 日	第 1 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:第 2 期美里町子ども・子育て支援事業計画(案)について
	3 月 24 日	第 2 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:第 2 期美里町子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和 2 年度	2 月 18 日	第 1 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:第 2 期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂について
	3 月 30 日	第 2 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:第 2 期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂についての答申について
令和 4 年度	11 月 18 日	第 1 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:第 2 期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂について
	12 月 26 日	第 2 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題:第 2 期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂についての答申について



美里町
第2期子ども・子育て支援事業計画

美里町 子ども家庭課
〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13
TEL 0229-33-1411 FAX 0229-33-1412